資料編 目次

資料1	地震被害想定の概要	. 1
資料2	防災組織·体制関係	. 7
(1)	忠岡町災害対策本部の組織及び事務分掌〔予防-1〕	. 7
(2)	災害時の組織と配備〔予防-1〕〔応急-1,8〕	12
(3)	忠岡町自主防災組織一覧表〔予防-51〕〔応急-52〕	17
(4)	防災関係機関等連絡先一覧表〔予防-8〕〔応急-45〕	18
資料3	情報収集伝達・災害広報	19
(1)	大阪府防災情報システムによる報告〔予防-9〕	19
(2)	災害報告取扱要領(記入要領)〔予防-10〕〔応急-44〕	20
(3)	忠岡町防災行政無線整備状況〔予防-8〕〔応急-61〕	24
(4)	忠岡町防災行政無線基地局一覧表〔予防-8〕	25
(5)	防災行政無線個別受信機設置場所一覧表〔予防-8〕	26
資料4	備蓄関係	27
(1)	忠岡町災害用備蓄物資等の考え方〔予防-31〕	27
(2)	忠岡町災害用備蓄物資等の状況〔予防−31〕	29
(3)	大阪府選定の防災拠点〔予防-5〕〔応急-15〕	30
(4)	広域緊急交通路図〔予防-18〕〔応急-68〕	31
資料5	医療・衛生等関係	32
(1)	町内医療機関一覧表〔予防-16,18〕〔応急-56〕	32
(2)	町内衛生等関係機関一覧表〔予防-61〕〔応急-101,102〕	
(3)	町内火葬場一覧表〔応急-103〕	34
資料6	消防・水防関係	35
(1)	消防力の整備指針と現有消防力の比較〔予防-12〕	35
(2)	現有消防水利〔予防-12〕	36
(3)	公設消火栓口径別及び比率〔予防-12〕	36
(4)	公設防火水槽・耐震性貯水槽設置場所一覧表〔予防-12〕	37
(5)	忠岡町消防団の組織〔応急-52〕	38
資料 7	下水道関係「予防-34-59」「応急-37-77〕	30

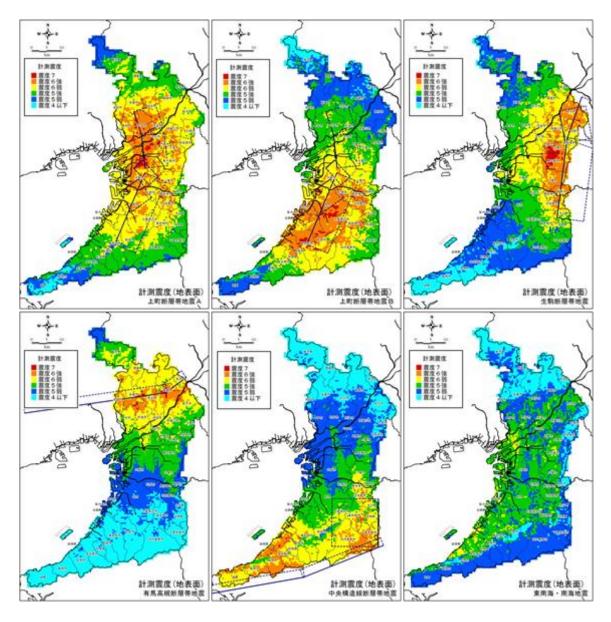
資料8	避難関係	40
(1)	避難場所一覧〔予防-20〕〔応急-63〕	40
(2)	要配慮者利用施設一覧〔予防-20〕	46
(3)	避難路一覧〔予防-20〕	47
(4)	避難経路図〔予防-20〕	48
資料 9	条例関係	49
(1)	防災会議条例〔総則-1,14〕	49
(2)	忠岡町災害対策本部条例〔予防-1〕〔応急-1〕	51
(3)	忠岡町防災行政無線局管理運用規程〔予防-8〕〔応急-28〕	52
(4)	忠岡町災害弔慰金の支給等に関する条例〔復旧・復興-3〕	55
(5)	忠岡町災害見舞金等支給条例〔復旧・復興-3〕	60
(6)	大阪府災害救助用食料緊急引渡要領〔予防-31〕〔応急-91〕	62
(7)	忠岡町災害派遣手当に関する条例〔応急-14〕	66
資料 10	災害時相互応援協定〔予防-5, 8, 15, 16, 19, 20, 35, 61〕	
	〔応急-13, 14, 15, 16, 36, 66, 71, 101, 102〕〔事故等-2〕	67
資料 11	災害救助法の適用基準〔応急-83〕	74
資料 12	被害認定統一基準(災害弔慰金関係)〔復旧・復興-3〕	76
様 式.		77
被害情報	B報告用様式〔応急-44〕	77
緊急通行	厅車両関係様式〔予防−20〕	84
自衛隊の)派遣・撤収要請の知事への依頼書様式〔応急-10〕	88
防災行政	女無線通信依頼書様式〔予防-8〕〔応急-28, 40, 44, 61〕〔事故等-12〕	89
罹災証明	月書様式〔復旧・復興−4〕	90
罹災届出	☆証明願様式〔復旧・復興-4〕	91

資料編

南海トラフを含めた地震被害想定(災害予防対策第3章第2節第2より)

大規模地震の被害想定(平成18年度公表)

1 大阪府内の地震動予測



2 大阪府内の被害想定

想定地震		上町断層帯(a)	上町断層帯(b)	生駒断層帯
地震の規模		マグニチュート (m) フ. 5~7. 8		マク゛ニチュート゛(m) 7.3~7.7
		計測震度4~7	計測震度4~7	計測震度4~7
建物	全半壊棟数	全壊 363千棟 半壊 329千棟	全壊 219千棟 半壊 213千棟	全壊 275千棟 半壊 244千棟
	件数 :出火1日夕刻)	538	254	349
死傷者数		死者 13千人 負傷者 149千人	死者 6千人 負傷者 91千人	死者 10千人 負傷者 101千人
罹災	者数	2,663千人	1,515千人	1,900千人
避難	所生活者数	814千人	454千人	569千人
ラ	停電	200万軒	60万軒	89万軒
イフ	ガス供給停止	293万戸	128万戸	142万戸
フライ	電話不通	91万加入者	42万加入者	45万加入者
ン	水道断水	545万人	372万人	490万人
経	直接被害	11.4兆円	6.9兆円	8.3兆円
経済被害	間接被害	8. 2兆円	5. 2兆円	4.1兆円
害	合 計	19.6兆円	12.1兆円	12.4兆円

想定地震		有馬高槻断層帯	中央構造線断層帯	東南海·南海地震
		マク゛ニチュート゛ (m)	マク゛ニチュート゛ (m)	マク゛ニチュート゛ (m)
地震	の規模	7.3~7.7	7. 7~8. 1	7.9~8.6
		計測震度3~7	計測震度3~7	計測震度4~6弱
建水	全半壊棟数	全壊 86千棟	全壊 28千棟	全壊 22千棟
建物	生十级保奴	半壊 93千棟	半壊 42千棟	半壊 48千棟
	件数	107	20	9
(炎上	出火1日夕刻)		_ •	Ů
	者数	死者 3千人	死者 0.3千人	死者 0.1千人
グロ例	14 数	負傷者 46千人	負傷者 16千人	負傷者 22千人
罹災者数		743千人	230千人	243千人
避難	所生活者数	217千人	67千人	75千人
ラ	停電	41万軒	15万軒	8万軒
イフ	ガス供給停止	64万戸	8万戸	_
ライ	電話不通	17万加入者	8万加入者	_
ン	水道断水	230万人	111万人	78万人
経	直接被害	2.8兆円	1.1兆円	1.4兆円
経済被害	間接被害	1.7兆円	1.4兆円	0.1兆円
害	合 計	4.5兆円	2.5兆円	1.5兆円

※経済被害/直接被害:建物資産・家財喪失、解体撤去費、道路・鉄道施設被害、ライフライン施設被害など ※経済被害/間接被害:応急仮設住宅設置費、交通被害によるユーザーコスト、ライフライン途絶、資本・労働 喪失による産業の生産低下

3 本町内の被害想定

本町における地震被害の想定結果(前提条件→冬の夕刻、平日午後6時頃、晴れ、平均風速 2.4m/s)

大阪府地域防災計画関連資料集による想定(忠岡町の数値)

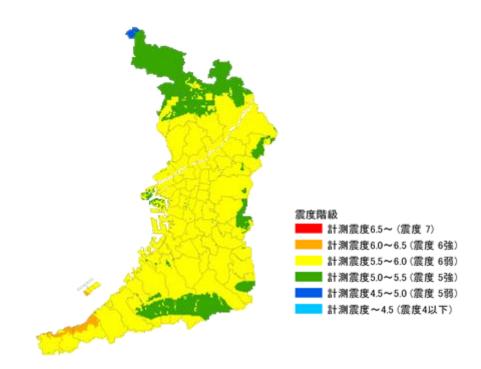
想定地震		上町断層系	生駒断層系	有馬高槻 構造線	中央構造線	南海トラフ
,	地震の規模	マグニチュード(M)	マグニチュード(M)	マグニチュード(M)	マグニチュード(M)	マグニチュード(M)
		7.5~7.8	7.3~7.7	7.3~7.7	7.7~8.1	7.9~8.6
		計測震度	計測震度	計測震度	計測震度	計測震度
想定項	ĨB	6 弱~6 強	5 弱	$4\sim5$ 弱	5 強	5強~6強
建物	全半壊棟	全壊 995棟	全壊 0棟	全壊 0棟	全壊 49棟	全壊 55棟
	数	半壊1,190棟	半壊 1棟	半壊 0棟	半壊 118棟	半壊 130棟
出	火件数	1件	0件	0件	0件	0件
	停電	1, 262戸	0戸	0戸	84戸	84戸
ライフライン	ガス 供給 停止	6戸	0戸	0戸	0戸	0戸
イン	断水	87.9%	22.8%	0 %	18.4%	8.9%
	固定電 話不通	2,876回線	21回線	0 回線	213回線	2 回線
死	傷者数	死者 8名 負傷者329名	死者 0名 負傷者 0名	死者 0名 負傷者 0名	死者 0名 負傷者 30名	死者 0名 負傷者 33名
罹	災者数	6, 534人	3人	0人	499人	422人
	^{選難所} 活者数	1,895人	1人	0人	145人	123人

資料:大阪府地域防災計画関連資料

付編

大規模地震の被害想定(平成25年度公表)

1 大阪府内の地震動予測



2 大阪府内の被害想定

<u></u>	吸付内の被告忠定			
想定	地震	南海トラフ巨大地震		
地震	の規模	マケ゛ニチュート゛(M) 9.0~9.1 計測震度5弱~6強		
建物	全半壊棟数	全壊 179千棟 半壊 459千棟		
	件数 上出火冬18時)	61		
死傷者数(冬18時)		死者 134千人(津波の早期避難率が低い場合) 9千人(津波の避難が迅速な場合) 負傷者 89千人(津波の早期避難率が低い場合) 26千人(津波の避難が迅速な場合)		
避難	者数	192万人(内、避難所生活者数 118万人)		
ラ	停電	234万軒		
イフ	ガス供給停止	115万戸		
フライ	電話不通	142万加入者		
ン	水道断水	832万人		
経	資産等の被害額	23. 2兆円		
経済被	生産・サービス低下	5.6兆円		
害	合 計	28.8兆円		

南海トラフ巨大地災害対策等検討部会(大阪府防災会議内)による想定(1) (前提条件:地震動基本ケース(冬:深夜、平均風速)、陸側ケース(冬:夕方、風速8m/s))

想定地震		南海トラフ巨大地震					
地震の規模		マグニチュード(M) 9.0~9.1					
想知	至項目		計	測震度 5.5~6	5. 0		
	時間経過	被災直後	1日後	4日後	7日後	1カ月後	
	上水道	100%	39.6%	37.3%	34.8%	10.6%	
ライ	下水道	3.9%	3.9%	2.7%	1.6%	0 %	
フラ	電力	49.0%	60.5%	26.8%	0 %	0 %	
イン不	都市ガス	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	
个 通 割 合	固定電話	100%	75.0%	25. 0%	0 %	0 %	
合	携帯電話	100%	63.8%	30. 4%	3.7%	3.7%	
避難者数 (罹災者)		5, 10	02 人 2,171 人		2,321 人		
うち避難所 生活者		3, 39	1,478人		696 人		
Ą	帚宅困難者	1,263 人	_				
	EV内 閉じ込め	17 台	_				
	道路被害 箇所	7箇所		-	_		
	飲料水	116,	8600	78, 9	909l	_	
物資	食料	55, 0	99 食	31, 263 食		_	
•	毛布		832 枚			_	
転院患者 0人				•			
医療	医療対応 不足数	400 人					
廃棄物	災害 廃棄物	1.2万 t					
ľ	津波 堆積物		3.4~5.4万 t				

資料:南海トラフ巨大地災害対策等検討部会(大阪府防災会議内)資料

注1 「一」はデータなし

注2 都市ガスのライフライン不通割合(0%)は、津波による都市ガス被害戸数442戸を除く。

南海トラフ巨大地災害対策等検討部会(大阪府防災会議内)による想定(2) (前提条件:地震動基本ケース(冬:深夜、平均風速)、陸側ケース(冬:夕方、風速8m/s))

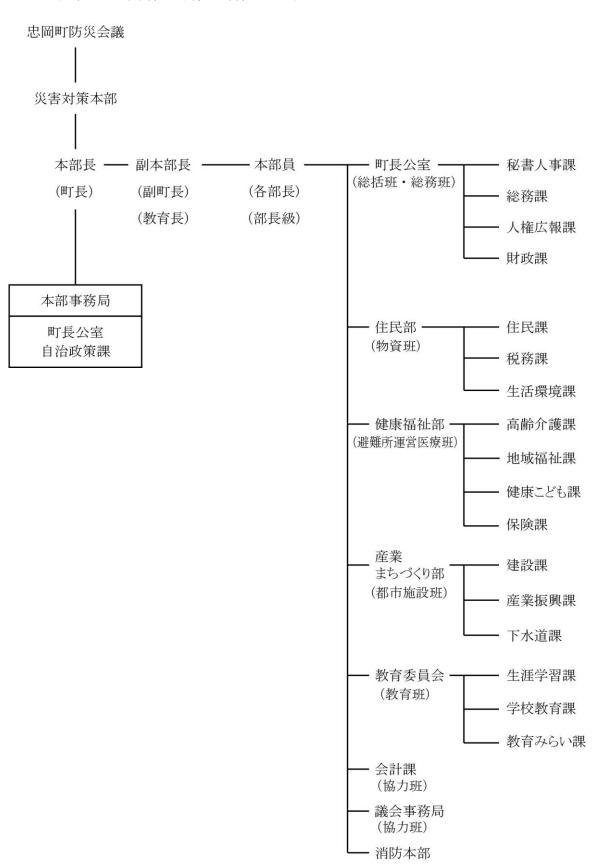
	想定地震	南海トラフ	備考
	地震の規模	マグニチュード(M) 9.0~9.1	
想定	項目	計測震度 5.5~6.0	
	揺れ原因	全壊 9 棟 半壊 235 棟	
	液状化被害	全壊 1 棟 半壊 115 棟	
建物	津波被害	全壊 60 棟 半壊 1,121 棟	
	急傾斜地崩壊	全壊 0 棟 半壊 0 棟	
	火災被害	全壊 0棟	
転倒	ブロック塀	169 件	
倒	自動販売機	98 件	
	屋外落下物	6 棟	
	建物倒壊による	死者 0人 負傷者 34人	
	津波による	死者 559 人 負傷者 344 人	早期避難率が低い場合、冬 18 時
	堤防沈下による	死者 0人 負傷者 0人	
Į.	急傾斜地崩壊による	死者 0人 負傷者 0人	
人的被害	火災による	死者 0人 負傷者 0人	
古	ブロック塀転倒による	死者 0人 負傷者 0人	
	自動販売機転倒による	死者 0人 負傷者 0人	
	屋内収容物移動・転 倒、屋内落下物による	死者 0人 負傷者 17人	冬 18 時
	津波による要救助者	290 人	冬 18 時

資料:南海トラフ巨大地災害対策等検討部会(大阪府防災会議内)資料

資料 2 防災組織・体制関係

(1) 忠岡町災害対策本部の組織及び事務分掌

(災害応急対策第1章第1節第1より)



忠岡町災害対策本部事務分掌

部 名 (責任者)	課名	事務分掌
町長公室	自治政策課	1.災害時の協力団体(自主防災組織等)との連絡調整に
(町長公室長)	(災害対策本部	関すること。
	事務局)	2. 災害対策本部会議に関すること。
		3.各部との連絡調整に関すること。
		4. 気象並びに災害情報の収集及び報告に関すること。
		5. 防災関係機関との連絡、調整及び各種報告に関すること。
		6.各種災害協定の調整に関すること。
		7. 災害救助法に関すること。
		8. 自衛隊の派遣(撤収)要請に関すること。
		9. 災害状況及び災害応急対策実施状況の取りまとめに
		関すること。
		10. 災害対策本部の庶務に関すること。
	秘書人事課	1.一般見舞者の受付に関すること。
	総務課	2. 本部長等の被災地視察及び慰問に関すること。
	人権広報課	3.職員の動員及び調整、現状把握に関すること。
	財政課	4.物品購入等契約に関すること。
		5.物資の調達、管理及び配備に関すること。
		6. 救援物資の調達計画
		7. 車両の集中管理に関すること。
		8. 町有財産の被害状況調査の総括に関すること。
		9. 災害に関する予算措置に関すること。
		10. 町の災害復旧資金計画及び資金の調達に関するこ
		と。
		11. 広報公聴活動に関すること。
		12. 災害状況の記録写真に関すること。
		13. 報道関係との連絡調整に関すること。
		14. 外国人の被災対策に関すること。
		15. 飲料水の確保及び供給に関すること。
		16. 断水時における広報活動に関すること。
		17. 課所管施設の被害状況の調査及び復旧計画に関する
		こと。

住民部	住民課	1.食料の確保及び配分に関すること。
(住民部長)	税務課	2. 主食販売業者との連絡調整に関すること。
	生活環境課	3.被災者等の炊き出しに関すること。
		4.炊き出し設備の確保に関すること。
		5. 身元不明の遺体の処置及びに遺体安置所の設置に関
		すること。
		6.遺体の収容に関すること。
		7.人的被害及び家屋被害状況調査に関すること。
		8.被災者に対する町税の減免等の決定及び救助のため
		被害程度の決定に関する調査に関すること。
		9. 防疫用薬品及び衛生資機材等の確保に関すること。
		10. 感染症の防疫に関すること。
		11. じん芥及びし尿の応急処理に関すること。
		12. 公害対策に関すること。
		13. 死亡獣畜(ペット等)の収集及び処理に関すること
		14. 放浪動物の保護収容等の対策に関すること。
		15. 罹災証明書の発行に関すること。
		16. 災害廃棄物の適切な処理に関すること。
		17. 課所管施設の被害状況の調査及び復旧計画に関する
		こと。
健康福祉部	高齢介護課	1. 忠岡町社会福祉協議会との連絡調整に関すること。
(健康福祉部	地域福祉課	2.保健所及び日赤奉仕団等への連絡調整に関すること。
長)	健康こども課	3. 災害応急物資、救援物資等の調達配給に関すること。
	保険課	4.疾病、負傷者など調査及び収容に関すること。
		5.義援金品、見舞金品等の受付に関すること。
		6.生活保護世帯の被災者状況調査に関すること。
		7. 災害見舞金等の支給に関すること。
		8.生活物資の調達及び配給計画に関すること。
		9. 被災者の生活相談に関すること。
		10. 感染予防に関すること。
		11. 被災者の健康調査及び相談に関すること。
		12. 要配慮世帯の被災状況調査に関すること。
		13. ボランティアに関すること。
		14. 避難所の設営、運営に関すること。
		15. 課所管施設の被害状況の調査及び復旧計画に関する
		こと。
	<u> </u>	

産業まちづく	建設課	1.建設関係資機材の調達に関すること。
り部	産業振興課	2. 町内被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定
(産業まちづく	下水道課	の実施に関すること。
り部長)		3. 応急危険度判定活動に関すること。
		4.被災者の応急仮設住宅建設に関すること。
		5. 応急仮設住宅の用地確保に関すること。
		6.町営住宅の災害復旧に関すること。
		7.公共土木施設被害状況調査及び応急対策に関すること。
		8. 道路等の障害物の除去に関すること。
		9. 通行制限に関すること。
		10. 公共下水道施設の被害状況の把握及び災害復旧等に関す
		ること。
		11. いずみの農業協同組合、忠岡漁業協同組合、忠岡町商工
		会、農業委員会及び水利組合等との連絡調整に関するこ
		と。
		12. 農地、農業用施設及び農作物の被害状況調査に関するこ
		と。
		13. 水産業被害状況調査に関すること。
		14. 商工業関係の被害状況調査に関すること。
		15. 商工業者の復旧資金の融資に関すること。
		16. ため池の警戒に関すること。

と。

17. 課所管施設の被害状況の調査及び復旧計画に関するこ

	T	
教育委員会	生涯学習課	1.児童・生徒の避難等安全確保に関すること。
(教育部長)	学校教育課	2.小中学校との連絡調整に関すること。
	教育みらい課	3. 小中学校の児童・生徒に対する学用品の調達及び支給
		に関すること。
		4. 応急教育に関すること。
		5.保育所の閉鎖等の措置、園児の避難等安全確保及び応
		急保育に関すること。
		6.幼稚園等との連絡調整に関すること
		7. 課所管施設の被害状況の調査及び復旧計画に関す
		ること。
	会計課	1.災害関係費の収入及び支出の審査並びに決算に関する
		こと。
		2.他課への応援に関すること。
消防本部		1.消防団との連絡調整に関すること。
(消防長)		2.消火活動に関すること。
		3.消防機関への応援要請に関すること。
		4.被災者の救出、行方不明者の捜索に関すること。
		5. 救急業務に関すること。
		6.情報収集に関すること。
		7.被害調査に関すること。
		8. 必要資機材の調達及び点検整備に関すること。
		9. 医療機関との連絡調整に関すること。
議会事務局	事務局	1. 町議会議員への連絡に関すること。
(事務局長)		2.他課への応援に関すること。
()4) [司 6 本來 ()	44) 1 E DU44	る 《字の刊塔 形能放出の亦仏により 夕景繁如扫玉に

(注)上記の事務分掌は原則的なもので、災害の規模、形態等状況の変化により、各対策部相互に応援を行い、円滑な災害対策活動を図るものとする。

総則

災害予防対策

付編

(2) 災害時の組織と配備

【職員初動マニュアル】

1. 配備区分

【地震災害時】

配備	[区分 配備時期		職員の動き	動員人員	
警 戒 配 備		①津波予報により小規模な津波が発生する恐れがあるとき。 ②その他必要により町長が当該配備を指令するとき。	自動参集	20 名程度	
災害警戒本部体制	A 号 配備	①本町域又は隣接市*で震度4の揺れを 観測したとき。 ②東海地震に係る警戒宣言が発せられ たことを認知したとき。 ③の他必要により町長が当該配備を指 令するとき。	自動参集	40 名程度	
災害対策本部体制	B号配備	①地震・津波等により中規模の被害が発生、又は発生する恐れがあるとき。 ②南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき。 ③その他必要により、町長が当該配備を指令するとき。	連絡のとれる体制を整えて待機	70 名程度	
部体制	C 号 配備	①本町域又は隣接市で震度5弱以上の 揺れを観測したとき。 ②その他必要により町長が当該配備を 指令するとき。	自動参集	全職員 (再任用職員含む)	

- ・警戒配備区分については部長級職員、町長公室各課長、産業まちづくり部各課長、防災担当課職員、その他 当番課長級職員。
- ・A・B号の配備区分については出動職員が定められている。
- ・C号の配備区分については、全職員
- ※隣接市とは、岸和田市、泉大津市、和泉市の3市である。
- ※各配備体制表は、毎年、年度当初に防災担当課より配布する。

【風水害時】

配備	区分	配備時期	職員の動き	動員人員
警戒配備		①災害発生の恐れがある気象予警報等が発令されたとき。 ②その他必要により、町長が当該配備を指令するとき。		20 名程度
災害警戒本部体制	A 号 配備	①気象予警報等により、中規模災害発生の恐れがあるとの通信情報があり、時間、規模等推測困難なとき。 ②本町域内で小規模の災害が発生したとき。 ③その他必要により、町長が当該配備を指令するとき。	連絡のとれる体制を整えて待機	40 名程度
災害対策本部体	B号配備	①本町域内で中規模の災害が発生し、 又は発生する恐れがあるとき。 ②その他必要により、町長が当該配備 を指令するとき。	連絡のとれる体 制を整えて待機	70 名程度
· 本部体制	C号 配備	①本町域内で大規模な災害が発生し、 又は発生の恐れがあるとき。 ②その他必要により、町長が当該配備 を指令するとき。	連絡のとれる体 制を整えて待機	全職員 (再任用職員含 む)

- ・警戒配備区分については部長級職員、町長公室各課長、産業まちづくり部各課長、防災担当課職員、その他 当番課長級職員。
- ・A・B 号の配備区分については出動職員が定められている。
- ・C 号の配備区分については、全職員
- ※各配備体制表は、毎年、年度当初に防災担当課より配布する。

2. 警戒配備

災害発生の恐れが差し迫っている状況ではないが、気象予警報または津波予警報が発 令された際に、災害に備えて、総括班が情報の収集及び伝達、通信情報活動を行う。

3. 災害警戒本部体制

通信情報活動を重点的に行う体制である。災害の状況によっては、災害対策本部体制 に移行することもある。

町長が災害警戒本部長、副町長、教育長が副本部長となり、指揮する。

勤務時間外において、災害警戒本部員等が参集するまで、総括班の職員により災害情報収集等を行う。

設置の基準

地震災害時	①本町域又は隣接市(岸和田市、泉大津市、和泉市)で震度4の揺れを観測したとき。
(A 号配備)	②その他必要により、本部長(町長)が当該配備を指令するとき。
風水害時 (A 号配備)	①災害発生の恐れがある気象予警報が発表され、かつ時間・規模などが 予測困難であるなど、通信情報活動の必要があるとき。 ②本町域内で小規模な災害が発生したとき。 ③その他必要により、本部長(町長)が当該配備を指令するとき。

災害警戒本部体制

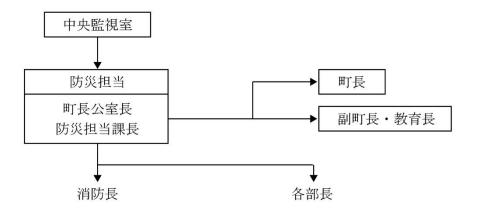
本部長	町長
副本部長	副町長、教育長
構成員	各部長、部長級の職員

配備・参集の方法

勤務時間内	庁内放送等による配備指令に従う。
勤務時間外	原則自動参集とするが、状況に応じて、あらかじめ定められた勤務時間
	外の伝達系統により指示を受ける。

【勤務時間外の伝達系統及び方法】

勤務時間外においては、配備の伝達は、町長公室長、防災担当課長を中心に行う。



4. 災害対策本部体制

中規模又は大規模な災害が発生し、又は発生する恐れが確実なとき、その他町長が必要と認めたときにおいて、避難、救援、応急復旧等が円滑、迅速に行えるよう町の全力をあげて、防災対策に取り組むため設置する。

ただし、気象庁から「特別警報」が発表された場合には、C 号配備とし、全職員が自動 参集するものとする。

設置の基準

【地震災害時】

	①本町域内で中規模の被害が発生、又は発生する恐れがあるとき。
B 号配備	②南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき。
	③その他必要により、本部長(町長)が当該配備を指令するとき。
C 号配備	①本町域又は隣接市*で震度5弱以上の揺れを観測したとき。
	②その他必要により、本部長(町長)が当該配備を指令するとき。

※隣接市とは、岸和田市、泉大津市、和泉市の3市である

【風水害時】

B 号配備	①本町域内で中規模の災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき。 ②その他必要により、本部長(町長)が当該配備を指令するとき。
C 号配備	①本町域内で大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき。
	②その他必要により、本部長(町長)が当該配備を指令するとき。

災害対策本部体制

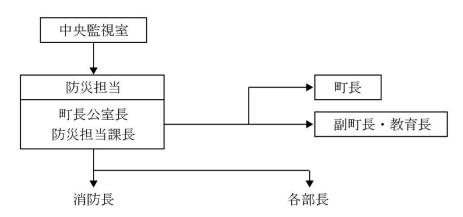
本部長	町長
副本部長	副町長、教育長
構成員	各部長、部長級の職員

※災害対策本部は役場5階特別会議室に設置する。

配備、参集の方法

勤務時間内	庁内放送等による配備指令に従う。		
勤務時間外	原則自動参集とするが、状況に応じて、あらかじめ定められた下 記の勤務時間外の伝達系統により指示を受ける。 ただし、気象庁から特別警報が発表された場合や、震度5弱以上 の揺れを観測した場合は、全職員が自動参集する。		

【勤務時間外の伝達系統及び方法】



(3) 忠岡町自主防災組織一覧表

地区名	組織名	防災倉庫所在地
東区	東区自主防災部	子供の広場 (ゲートボール場)内
西区	西区自主防災会	西区集会所横
南区	南区自主防災会	南区集会所横
北区	北区自主防災会	子供の広場 (北区グラウンド)内
中央	中央自主防災会	町民運動場内
青空	青空自主防災会	東 3 丁目 16-15
馬瀬	馬瀬自主防災会	東忠岡幼稚園内
若竹	若竹自主防災会	馬瀬3丁目11番地内
北出	北出自主防災会	北出1丁目4番地 (田治米線沿い)内
高月南	高月南自主防災会	三角公園駐車場 トイレ横
高月北	高月北自主防災会	高月北集会所横

付編

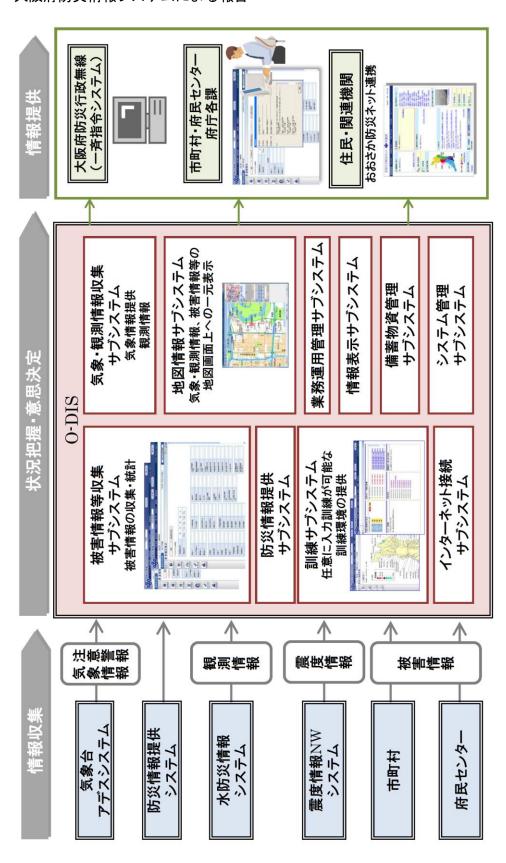
(4) 防災関係機関等連絡先一覧表

防災関係機関等連絡先一覧表

機関名	通信窓口	所 在 地	電話	番号	大阪府 防災行政
124 124 °E		// 12 /2	代 表	直通	無線
★指定地方行政機関等					
大阪管区気象台	予報課	大阪市中央区大手前 4-1-76		06-6949-6303	816-8930
近畿地方整備局	企画部	大阪市中央区大手前 1-5-44	06-6942-1141		820-8920
近畿農政局大阪府拠点		大阪市中央区大手前 1-5-44	06-6943-9691		804-8900
岸和田海上保安署		岸和田市新港町1	072-422-3592		814-8900
泉大津労働基準監督署		泉大津市旭町 22-45	0725-27-1211		
★自衛隊					
陸上自衛隊第三師団	第3部防衛 班	兵庫県伊丹市広畑 1-1	072-781-0021		823-8900
陸上自衛隊第 37 普通科 連隊	第三科	和泉市伯太町官有地	0725-41-0090		825-8900
★大阪府警察					
大阪府警察本部	警備課	大阪市中央区大手前 3-1-11	06-6943-1234		830-8986
泉大津警察署	警備課	泉大津市田中町 2-12	0725-23-1234		
★大阪府					
大阪府	危機管理室 防災企画課	大阪市中央区大手前 2	06-6941-0351	06-6944-6487	200-8920
大阪港湾局		大阪市住之江区南港北 2-1-10	06-6615-7704		322-8920
同・阪南建設管理課		岸和田市港緑町 4-10	072-439-5261		384-8900
鳳土木事務所	地域支援・ 企画課	堺市西区鳳東町 4-390-1	072-273-0123		337-8900
大阪府和泉保健所	企画調整課	和泉市府中町 6-12-3	0725-41-1342		622-8900
★指定公共機関及び指定	地方公共機関	等			
JR 和泉府中駅		和泉府中町 1-1-18	0725-41-0259		
西日本電信電話㈱大阪 支店		大阪市都島区東野田町 4-15- 82			835
日本通運㈱泉州支店	管理課	岸和田市並松町 29-3	072-439-2223		845
関西電力送配電㈱大阪 支社 大阪南総務部		大阪市住之江区浜口西 3-9-5	0800-777- 3081		846-1
南海電鉄㈱泉大津駅		泉大津市旭町 19-1	0725-32-0209		
大阪ガス㈱ネットワー クカンパニー南部導管 部		堺市堺区住吉橋町2-2-19	072-222-0589		844-1
日本赤十字大阪府支部		大阪市中央区大手前 2-1-7	06-6943-0705	06-6943-0743	837-8980
大阪広域水道企業団	忠岡水道セ ンター	忠岡町忠岡東1-34-1	0725-22-1122		536-340
★その他関係機関					
一般社団法人泉大津市 医師会		泉大津市宮町 2-25	0725-32-2536		

資料3 情報収集伝達・災害広報

(1) 大阪府防災情報システムによる報告



(2) 災害報告取扱要領(記入要領)

1 人的被害

- (1)「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号)に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの(実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く)とする。
- (2)「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3)「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4)「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1)「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2)「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊(ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- (3)「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
- (4)「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要と する程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除 く。
- (5)「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。

(6)「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1)「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2)「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に 供する建物とする。
- (3)「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1)「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2)「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3)「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4)「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいい、 具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、 特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
- (5)「道路」とは、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6)「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7)「河川」とは、河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8)「港湾」とは、港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する水域施設、 外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9)「砂防」とは、砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10)「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11)「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12)「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行 不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航 行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13)「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14)「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。

- (15)「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時 点における戸数とする。
- (16)「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち 最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17)「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18)「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を 維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿その他こ れに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを 一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分け て扱うものとする。
- (19)「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

- (1)「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2)「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3)「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和 26 年法律 第 97 号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防 施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4)「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外 の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用 に供する施設とする。
- (5)災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及び その他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額(被害見込額)はカッコ 外書きするものとする。
- (6)「公共施設災害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及び その他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- (7)「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、 農作物等の被害とする。
- (8)「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9)「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の 被害とする。
- (10)「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、 漁船等の被害とする。

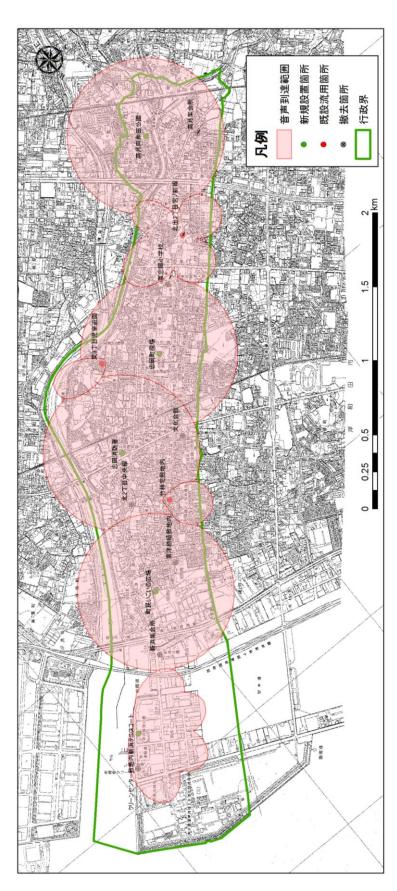
(11)「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器 具等とする。

7 備考

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況をの他について簡潔に記入するものとする。

(3) 忠岡町防災行政無線整備状況

屋外拡声子局配置図



(4) 忠岡町防災行政無線基地局一覧表

名称	所 在 地
忠岡消防署	忠岡北1丁目1番23号
新浜テニスコート	新浜2丁目4番
町民いこいの広場	忠岡中3丁目9番
忠岡中2丁目局	忠岡中2丁目4番
鉢の様第3チビッコ老人憩いの広場	忠岡東3丁目2番
忠岡町役場	忠岡東1丁目34番1号
北出2丁目宮ノ前線	北出2丁目17番
高月向井田公園	高月北2丁目20番

(5) 防災行政無線個別受信機設置場所一覧表

設置場所	所 在 地	グループ種別	
忠岡町役場(防災行政無線室)	忠岡東1-34-1	モニター用	
忠岡町役場(防災担当課)	忠岡東1-34-1	モニター用	
忠岡町消防本部	忠岡北1-1-23	消防施設	
文化会館	忠岡南1-18-17	避難所	
図書館	忠岡南1-18-17	避難所	
忠岡中学校	忠岡東1-17-5	避難所	
忠岡小学校	忠岡南1-12-30	避難所	
東忠岡小学校	馬瀬2-17-1	避難所	
東忠岡幼稚園	馬瀬2-17-2	避難所	
総合福祉センター	忠岡南1-9-15	避難所	
東忠岡保育所	馬瀬2-17-3	避難所	
高月コミュニティセンター	高月南3-3-5	避難所	
東忠岡老人いこいの家	北出2-1-21	福祉施設	
忠岡斎場	忠岡南2-17-33	その他	
北出浄水場	北出3-1-8	その他	
忠岡雨水ポンプ場	新浜1-9-1	その他	
クリーンセンター	新浜2-5-46	その他	
忠岡町児童館	忠岡東1-34-1	その他	

資料 4 備蓄関係

(1) 忠岡町災害用備蓄物資等の考え方

1 重点品目物資確保の基準について

(1) 食糧

避難所避難者数×3食×3日×1.2

なお、1.2という係数は、避難所避難者以外の食糧需要を想定したもの。

- (2) 高齢者食
 - (1)で算出した数量のうち、5%(80歳以上人口比率)を高齢者食とする。
- (3) 毛布

避難所避難者数×必要枚数2枚/人

(4) 乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク(乳アレルギーに対応したものを含む)

【粉ミルク】

避難所避難者数×1.6%(0~1 歳人口比率)×70%(人工授乳率)×130g/人/日×3日

【液体ミルク】

避難所避難者数×1.6%(0~1 歳人口比率)×70%(人工授乳率)×1リットル/人/ 日×3日

(5) 哺乳瓶

避難所避難者数 $\times 1.6\%(0\sim1$ 歳人口比率) $\times 70\%(人工授乳率)\times1$ 本/人

(6) 乳児・小児用おむつ

避難所避難者数×2.5%(0~2歳人口比率)×8枚/人/日×3日 なお、8枚/人/日は3時間で1枚使用するとの平均データから算出

(7) 大人用おむつ

避難所避難者数×必要者割合 0.5%×8枚/人/日×3日 なお、8枚/人/日は3時間で1枚使用するとの平均データから算出

(8) 簡易トイレ

避難所避難者数×1%(避難所避難者 100 人に1基)

(9) 生理用品

避難所避難者数×48% $(12\sim51$ 歳人口比率)×52% $(12\sim51$ 歳女性人口比率)×5/32(月経周期)×5枚/人/日×3日

なお、対象年齢 12 歳から 51 歳、月経周期 5 日/32 日については、日本産婦人科 学会編著「女と男のディクショナリー」参照

(10) トイレットペーパー

避難所避難者数×7.5m/人/日×3日

NPO 緊急災害備蓄推進協議会によると 4 人家族で 150m 巻き 6 ロールを約 1 か月分としている。 $150m \times 6$ ロール÷ 4 人÷ 30 日 = 7.5m/人/日

付編

(11) マスク

避難所避難者数×3日

- ※重点品目物資の確保の基準については、大阪府救援物資対策協議会による「大規模災害時における救援物資 に関する今後の備蓄方針」に基づき、町内に最も甚大な被害が見込まれる「南海トラフ巨大地震」を想定災 害とし、重点品目物資の必要量算出根拠となる避難所避難者数を「3,397人」とする。
- ※上記11品目は、本町と大阪府で1:1を基本とした役割分担の下、必要量を備蓄する。

(「哺乳瓶」のみ、本町が必要分(100%)、大阪府が予備分を備蓄する)

2 避難所必要面積について

避難所生活者数(一人当たり 1.65 m²)を収容することができる避難所面積を確保

3 広域避難地必要有効面積について

延焼火災から一時的に避難することができる広域避難地(一人当たり 1 m²)の有効面積を確保

4 応急仮設住宅建設予定地について

全壊に消失を加えた世帯数に救助法の設置戸数(3割)を勘案し、1戸当たり 50 ㎡(救助法の住宅基準の約2倍)で算出した応急仮設住宅建設予定地面積を確保

(2) 忠岡町災害用備蓄物資等の状況

物資名	目標量の考え方	目標量	現保有量
食糧	避難所避難者数×3食×3日×1.2	18, 344食	19,620食
高齢者食	上記で算出した数量のうち、5%(80歳以 上人口比率)を高齢者食とする。	918食	1,150食
毛布	避難所避難者数×必要枚数2枚/人	3,397枚	1,300枚
乳児用粉ミルク 又は 乳児用液体ミルク (乳アレルギーに対 応したものを含む)	【粉ミルク】 避難所避難者数×1.6%(0~1歳人口比率)×70%(人工授乳率)×130g/人/日×3日 【液体ミルク(乳アレルギーに対応したものを含む)】 避難所避難者数×1.6%(0~1歳人口比率)×70%(人工授乳率)×1リットル/人/日×3日	7, 420g	7, 776g
哺乳瓶	避難所避難者数 \times 1.6%(0 \sim 1歳人口比率) \times 70%(人工授乳率) \times 1本/人	39本	40本
乳児・ 小児用おむつ	避難所避難者数×2.5%(0~2歳人口比率)×8枚/人/目×3日	1,020枚	1,152枚
大人用おむつ	避難所避難者数×必要者割合0.5%×8枚/人/日×3日	204枚	250枚
簡易トイレ	避難所避難者数×1%(避難所避難者100人 に1基)	17基	16基
生理用品	避難所避難者数×48%(12~51 歳人口比率)×52%(12~51 歳女性人口比率)×5/32(月経周期)×5枚/人/日×3日	994枚	4, 932枚
トイレットペーパー	避難所避難者数×7.5m/人/日×3日	38, 217m	43, 200m
マスク	避難所避難者数×3日	5,096枚	76, 980枚

⁽注)大阪府と本町との役割分担は、大阪府1:本町1を基本とする。ただし、「哺乳瓶」については、本町は必要分(100%)、大阪府は予備分とする。

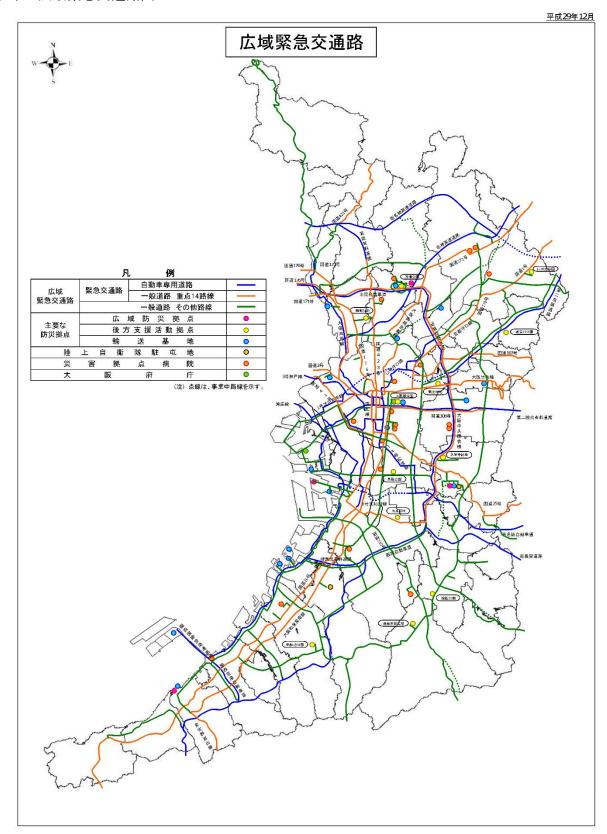
(3) 大阪府選定の防災拠点

大阪府選定の防災拠点

	区	分	>		対 象 地 区 所 在 地	
				1	大阪北部 吹田市千里万博公園 5 - 5	
広	広域防災拠点		点点	2	大阪中部 (八尾空港周辺) 八尾市空港1丁目209-7	
				3	大阪南部(りんくうタウン) 泉南市りんくう南浜2-14	
			※ 1	日本万国博覧会記念公園 吹田市千里万博公園 1-1		
		※ 2	服部緑地 豊中市服部緑地1-1			
				3	大阪城公園 大阪市中央区大阪城	
		4	鶴見緑地 大阪市鶴見区緑地公園			
後	方	支	援	5	長居公園 大阪市東住吉区長居公園	
活	動	拠	点	※ 6	寝屋川公園 寝屋川市寝屋川公園 1 7 0 7	
1	※7 久宝寺緑地		※ 7	久宝寺緑地 八尾市西久宝寺323		
1				8	山田池公園 枚方市山田池公園 1-1	
1				※ 9	大泉緑地 堺市北区金岡町128	
10 錦織公園		10	錦織公園 富田林市錦織1560			
		11	蜻蛉池公園 岸和田市三ヶ山町大池尻701			

※ 陸上部隊の集結場所候補地

(4) 広域緊急交通路図



資料5 医療・衛生等関係

(1) 町内医療機関一覧表

町内医療機関					
番号	名称	住所	診療科目	電話番号	
1	医療法人穂仁会 聖祐病院	忠岡町忠岡北 1-3-7	内科・外科・整形外科・リ ハビリテーション科 ・放射線科	20 - 6650	
2	おくだ医院	忠岡町忠岡東 1-21-27 プ リムローズ桜井1階	内科・循環器科・リハビリ テーション科・麻酔科	31 - 0728	
3	真嶋医院	忠岡町忠岡東 1-15-17	内科・外科・胃腸科	32 - 2481	
4	安明医院	忠岡町忠岡南 1-14-3	内科・胃腸科	33 - 5916	
5	加藤医院	忠岡町忠岡中 1-11-12	内科・リハビリテーション 科	20 - 2600	
6	村田内科	忠岡町高月北 2-16-34	内科·循環器科	46 - 3700	
7	八木レディースク リニック	忠岡町忠岡東 1-22-39	産婦人科・内科	20 - 0312	
8	安藤外科·整形外科 医院	忠岡町忠岡東 1-39-29	外科・整形外科・内科・皮 膚科・肛門外科・リハビリ テーション科・放射線科	22 - 5515	
9	やぎ医院	忠岡町忠岡東 1-7-16	内科・麻酔科	23 - 8864	
10	大山クリニック	忠岡町忠岡東 1-40-28	内科、血液内科	32 - 1831	
11	中川クリニック	忠岡町忠岡東 2-22-15-13	小児科	22 - 1611	
12	さかい眼科クリニ ック	忠岡町忠岡東 1-20-23	眼科	20 - 3103	
13	あい眼科クリニック	忠岡町馬瀬 3-4-1	眼科	22 - 8180	
14	医療法人安藤医院	忠岡町忠岡東 1-39-29	耳鼻咽喉科	32 - 1996	
15	正木歯科医院	忠岡町忠岡中 3-2-3	歯科	22 - 2007	
16	杉原歯科医院	忠岡町忠岡中 2-18-2	歯科	22 - 5576	
17	タニ歯科医院	忠岡町忠岡中 1-11-25	歯科	33 - 7766	
18	寺本歯科	忠岡町忠岡東 1-18-17-1	歯科	21 - 6480	
19	真嶋歯科医院	忠岡町忠岡東 1-15-17	歯科	33 - 0418	
20	よねもと歯科	忠岡町忠岡南 1-3-22	歯科	31 - 4181	
21	斎藤歯科医院	忠岡町忠岡東 2-8-5	歯科	22 - 8148	
22	坂田歯科医院	忠岡町忠岡東 1-39-9	歯科	33 - 1050	
23	ゆり歯科医院	忠岡町忠岡北 1-3-8	歯科	22 - 6680	
24	忠岡駅前ハシモト デンタルオフィス	忠岡町忠岡東 1-14-12 カ ツモトビル2階	歯科	22 - 2685	

(2) 町内衛生等関係機関一覧表

ごみ・し尿処理委託・許可業者及び施設一覧表

令和2年3月現在

1 委託業者(許可業者)一覧

区分	名 称	所 在 地		保有	台数		電 話
四刀	有 你	所在地 	4 t	2 t	軽	パッカー	FAX
	(左) 伊田海担	〒595-0813		1	1	0	0725-24-5321
	(有)伊田清掃	泉北郡忠岡町忠岡南 2-21-1	_	1	1	2	0725-32-7710
ごみ関係	㈱フジワラー	〒595-0805 泉北郡忠岡町忠岡東	1	1		5	0725-32-2831
関係	(14) / / / /	1-35-10	1	1		J	0725-32-2831
	-tt	₹595-0811					0725-31-4971
	藤原環境㈱	泉北郡忠岡町忠岡北 1-6-8	0	1	1	3	0725-31-4981

豆八	名 称	所 在 地	保有	台数	電話
区分	名 称	所在地 	軽	バキューム	FAX
\ <u></u>	(₹595-0813			0725-24-5321
浄 化 槽	(有)伊田清掃	泉北郡忠岡町忠岡南	_	1	0725-32-7710
•		2-21-1 = 595-0805			
尿関係	㈱フジワラー	1 393-0003 泉北郡忠岡町忠岡東	_	2	0725-32-2831
	(1)/2 • 2 2	1-35-10		_	0725-32-2831

2 ごみ処理施設

名称	所 在 地	処 理	能力
2 例	別 往 堰	燒却炉	破砕機
忠岡町クリーンセンター	泉北郡忠岡町新浜2-5-46	30 t /日	5 t/目

(委託先)

名 称	所 在 地	処理能力	処理方式
20 柳	7月 1主 地	200년/日	
泉北環境整備施設組合	自上海主沙目町 00 季地	し尿:125K0/日	低希釈高負荷酸化
第1事業所 し尿処理場	泉大津市汐見町 98 番地	浄化槽汚泥:75K0/日	処理方式

(3) 町内火葬場一覧表

火葬場

名 称	所 在 地	電話番号	備考
忠 岡 斎 場	忠岡町忠岡南 2-17-33	0725-22-7839	

資料 6 消防・水防関係

(1) 消防力の整備指針と現有消防力の比較

(施 設)

区分	基準	現有
署所の数	1	1
消防ポンプ自動車(非常用除く)	2	2
はしご自動車又は屈折はしご自動車	1	0
化学車	2	0
救急自動車(非常用除く)	1	1
救助工作車	1	0
指揮車(広報車代替)	1	1
合 計	9	5

(人 員)

	区分	基 準	現有人員
	消防ポンプ自動車	27	21
消防隊	はしご自動車・屈折はしご自動車	0 (乗換運用)	0
	化学車 (泡放出設備を備えた消防ポンプ車)	0 (乗換運用)	0
救急隊員	救急自動車	9	6
救助隊員	救助工作車	15	0
指揮隊員	指揮車(広報車代替)	9	3
通信員		5	2
予防要員		5	2
庶務の処理等	そのために必要な人員	5	4
	合 計	75	38

(2) 現有消防水利

区分	:	消火栓			防火水槽			その	の他のフ	水利		合
地域別	公設	私設	計	公設	私設 (指定 水利)	計	池	河川	井 戸	海岸	計	計
高月	40		40	1	2	3						43
北出	33		33	3	1	4						37
馬瀬	29		29	1		1						30
忠岡東	69		69	3	2	5						74
忠岡南	24		24	3		3						27
忠岡中	43		43	2	2	4						47
忠岡北	42		42		3	3						45
新浜	31		31		7	7				10	10	48
合計	311		311	13	17	30				10	10	351

[※]基準を満たしている消防水利

(3) 公設消火栓口径別及び比率

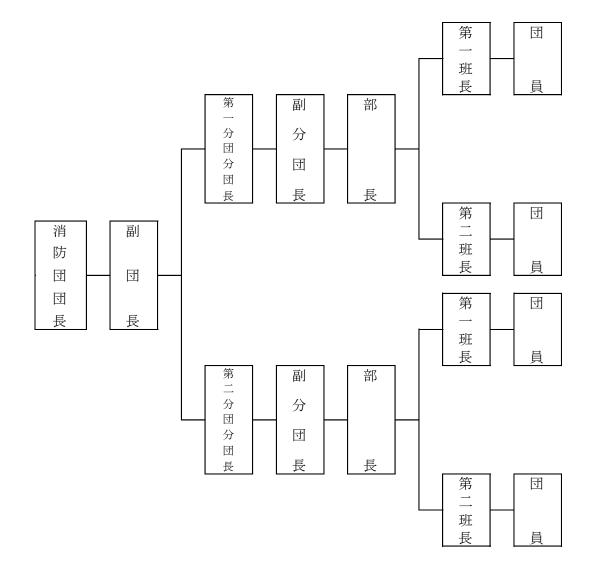
(3) 公政府入往口	工力力	. 0 207								
地域	高	北	馬	忠國	忠國	忠岡	忠岡	新	合	比
径	月	出	瀬	岡東	岡南	中	北	浜	計	率
75mm	4	6	5	17	1	8	3		44	14. 1
100mm	15	3	4	12	4	6	10	14	68	21. 9
150mm	21	11	12	27	13	21	16	6	127	40.8
200mm			1	8	6	8	13		36	11.6
250mm		8	7	5				6	26	8. 4
300mm		5							5	1.6
350mm								5	5	1.6
合 計	40	33	29	69	24	43	42	31	311	100.0

[※]基準を満たしている消火栓

(4) 公設防火水槽·耐震性貯水槽設置場所一覧表

岩冈	設置場所	名称	貯水容積	水量	水利基準	耐震性	備考
高月	高月北2-20	防火水槽 1		60m²	0	0	H10年10月設置
北出	北出2-17	防火水槽 2		100 m³	0	0	H11年10月設置
北出	北出2-4	防火水槽 3	220cm × 620cm × 300cm	40m²	0		H13年11月設置
北出	北出3-2	防火水槽 4	220cm × 580cm × 310cm	40m³	0		H14年11月設置
馬瀬	馬瀬2-17-3	防火水槽 5		60m²	0	0	H9年10月設置
忠岡東1	忠岡東1-17-5	防火水槽 6	内径250cm 深さ430cm	21m³			S54年12月防火井戸から防火水槽へ改装
忠岡東2・3	忠岡東2-4	防火水槽 7	内径250cm 深さ400cm	20m³			S49年6月設置
忠岡東2・3	忠岡東3-12	防火水槽 8	670cm × 370cm × 165cm	40m²	0		S44年9月設置
忠岡東2・3	忠岡東3-18	防火水槽 9	200cm × 640cm × 320cm	40m³	0		H16年3月設置
忠岡南	忠岡南1-12-30	防火水槽 10	内径250cm 深さ440cm	22m³			S50年8月設置
忠岡南	忠岡南1-12-30	防火水槽 11		60m²	0	0	H9年10月設置
忠岡南	忠岡南1-12-30	防火水槽 12		136 m³	0		H13年9月設置
忠岡南	忠岡南3-11	防火水槽 13		100 m	0	0	H12年10月設置
中国出	忠岡中1-18	防火水槽 14	内径250cm 深さ430cm	21m³			S53年防火水槽へ改装(私有地)
中盟出	忠岡中1-26	防火水槽 15	内径250cm 深さ460cm	23m³			S52年2月設置
中盟出	忠岡中2-21	防火水槽 16	内径250cm 深さ430cm	21m³			S54年6月設置(私有地)
中国中	忠岡中1-24	防火水槽 17		60m²	0	0	H10年10月設置
中国中	忠岡中2-15	防火水槽 18	210cm × 655cm × 300cm	40m³	0		H13年11月設置
忠岡東	忠岡東1-34-1	防火水槽 19		100 m²	0	0	H10年3月設置

(5) 忠岡町消防団の組織



資料7 下水道関係

下水道施設一覧表

令和2年3月31日現在

		面	積	人	口	普及率	
区	分	計画	整備済	計画人口	整備済人口	百及竿	備考
		(ha)	(ha)	(人)	(人)	(%)	
汚	水	297. 00	280. 44	17, 600	16, 582	97. 2	人口普及率
雨	水	297. 00	208.74	17, 600	12, 280	70. 2	面積普及率 (10年確率)

ポンプ施設一覧表

ポンプ施設	排水区の	ポンプ施	敷地面積	1分間の揚水量	
の名称	名 称	設の位置	(a)	晴天時 最 大	雨天時 最 大
忠岡 雨水ポンプ場	第2排水区	忠岡町 新浜一丁目	63. 4		1,060

ポンプ施設の敷地内の主要な施設

7.7 / 加西	文 (2) 默 地 (Y) (2) <u>-</u>	上女 な	0년 段
ポンプ施 設の名称		数	能力
			鉄筋コンクリート造 幅4.0m×長18.0m×深2.5m
	雨水沈砂池	6 池	滞留時間 60秒
			水面積負荷 3600㎡/㎡/日
			型式 立軸斜流ポンプ
忠岡雨水	ポンプ設備	4 台	1,360mm×233m³/分×6.8m×550PS
ポンプ場	か ク ノ 政 浦	1 台	1,050mm×130m³/分×6.8m×320PS
		1台	600mm×42m³/分×6.8m×75kw
	ポンプ室	1 棟	鉄筋コンクリート造 495㎡
	放流渠		鉄筋コンクリート造 暗渠 幅3.5m×長55.0m×深2.45m
	<i>MX (ML)</i> **		流量 17.67㎡/秒、流速 2.06m/秒

指定避難所一覧

資料8 避難関係

避難場所一覧 (1)

5 766 O × × × × なし 1 788 O × × なし 9 872 × × O 0 1 F床下浸水 3 544 × × O O 1 F床下浸水 9 1,029 × × O O 1 F床下浸水 9 221 × × O O 1 F床下浸水	番号	指定避難所	所在地	電話番号	面積 (m²)	収容人数	洪水	地震	津波	岸岸	洪水浸水の可能性※	津波浸水 の可能性	高潮浸水 の可能性
総合福祉センター 忠岡南1-9-15 22-0350 1,301 788 〇 × × なし 文化会館 忠岡南1-18-17 33-1151 511 309 〇 × × × なし 忠岡中学校 忠岡東1-17-5 33-5901 1,439 872 × × ○ 〇 1 F珠下浸水 東忠岡小学校 馬瀬2-17-1 22-1122 5,693 3,450 〇 × ○ 〇 7 本し 高月コミュニティーセンター 高月南3-3-5 - 1,063 1,083 × × ○ 〇 0 1 F珠上浸水 東忠岡保育所 馬瀬2-17-3 33-6700 1,099 1,029 × × ○ 0 1 F珠上浸水 東忠岡公林園 馬瀬2-17-2 32-6940 1,520 × × ○ 〇 0 1 F珠上浸水	_	忠岡小学校	忠岡南1-12-30	21-6780	1, 265	992	0	×	×	×	ない	なし	0.5~3.0m
文化会館 本間南1-18-17 33-1151 511 309 〇 × × 本 中 島岡中学校 忠岡東1-17-5 33-5901 1,439 872 × × 〇 〇 1 F 床下浸水 東忠岡小学校 忠岡東1-34-1 22-1122 5,693 3,450 〇 × 〇 〇 なし なし 高月コミュニティーセンター 高月南3-17-1 21-6550 1,063 644 × × 〇 〇 1 F 床上浸水 東忠岡保育所 馬瀬2-17-1 33-6700 1,059 × × ○ 〇 0 1 F 床上浸水 東忠岡公和韓國 馬瀬2-17-2 32-6940 1,520 × × ○ 〇 0 1 F 床下浸水	2	総合福祉センター	忠岡南1-9-15	22-0350	1, 301	788	0	×	×	×	なし	なし	なし
忠岡東1-17-5 33-5901 1,439 872 × × ○ 〇 〇 1 F床下浸水 シビックセンター 忠岡東1-34-1 22-1122 5,693 3,450 〇 × 〇 〇 ひ むし 東忠岡小学校 馬瀬2-17-1 21-6550 1,063 644 × × 〇 〇 1 F床上浸水 南月コミュニティーセンター 高月南3-3-5 - 179 108 × × ○ 〇 0 1 F床上浸水 東忠岡保育所 馬瀬2-17-3 33-6700 1,699 1,029 × × 〇 〇 0 1 F珠下浸水 東忠岡幼稚園 馬瀬2-17-2 32-6940 1,520 921 × × 〇 〇 1 F珠下浸水	3	文化会館		33-1151	511	309	0	×	×	×	なし	なし	なし
シビックセンター 忠岡東1-34-1 22-1122 5,693 3,450 〇 × 〇 中し 中し 東忠岡小学校 馬瀬2-17-1 21-6550 1,063 644 × × ○ 〇 〇 1 F珠下浸水 南月コミュニティーセンター 高月南3-3-5 - 179 108 × × ○ 〇 〇 1 F珠下浸水 東忠岡保育所 馬瀬2-17-3 33-6700 1,699 1,029 × × ○ 〇 1 F珠下浸水 東忠岡幼稚園 馬瀬2-17-2 32-6940 1,520 × × ○ 〇 〇 0 1 F珠下浸水	4	阻	忠岡東1-17-5	33-5901	1, 439	872	×	×	0	0	1 F 床下浸水	なし	なし
東忠岡小学校 馬瀬2-17-1 21-6550 1,063 644 x	5	シビックセンター		22-1122	5, 693	3, 450	0	×	0	0	なし	なし	なし
高月コミュニティーセンター 高月南3-3-5 一 179 108 x	9	田田		21-6550	1,063	644	×	×	0	0	1 F 床下浸水	なし	なし
東忠岡保育所馬瀬2-17-333-67001,6991,029××OO1 F 床 下 浸 水東忠岡幼稚園馬瀬2-17-232-69401,520921××OO1 F 床 下 浸 水	7	町	高月南3-3-5	ı	179	108	×	×	0	0	1 F 床上浸水	なし	なし
東忠岡幼稚園 馬瀬2-17-2 32-6940 1,520 921 x x O O 1 F 床下浸水	8	忠岡保育		33-6700	1, 699	1, 029	×	×	0	0	米	なし	なし
	6	田田		32-6940	1, 520	921	×	×	0	0	床下浸	なし	なし

なお、8-9の避難所は、1-7の避難所の開設のみでは避難者を十分に収容できないときなどに開設する二次的な避難所である。

一時避難場所一覧

11	梅	一時避難場所	所在地	電話番号	画 (m³)	収容人数	米	地震	津波	闸	洪水浸水 の可能性※	津波浸水 の可能性	高潮浸水 の可能性
時後の 新沃公園 新天7目5番52号 一 8.656 8.657 〇 0 x x なし 1.0m~2.0m 新氏公園 研究人園 新天7目5番62号 一 58.122 〇 0 x x なし なし 1.0m~2.0m 町民いこいの広場 協同す7目1番 一 7.095 7.094 x 0 x x 1 F床上浸水 1.0m~2.0m 日本の大りからいの間 協同す7目15番地 一 7.095 7.094 x 0 x x 1 F床上浸水 1.0m~2.0m 日本の大わかい園 応岡中7日16番地 一 2.855 2.855 x 0 x x x 1 F床下浸水 1.0m~2.0m 日の広場(ボートボール場) 忠岡中17目2番地 一 1.061 1.061 O x x x x 5 x 5 x 5 x 5 x 5 x 5 x 5 x 5 x 5 x 5	10	新浜緑地	3⊤	1	7, 282	7, 281	0	0	×	×	なし	なし	$0.5 \sim 3.0 m$
海浜公園 新浜丁目7番 - 58,123 58,122 〇 X X 存し なし なし なし なし 本 なし なし ない 本 なし なし ない 本 なし ない 本 ない ない 本 ない ない ない 本 ない のい 本 おい はた下浸水 いの ない おい はた下浸水 いの 本 はた下浸水 いの ない のの 本 はた下浸水 いの のの 本 はた下浸水 いの のの 本 はた下浸水 いの のの 本 はた下浸水 いの のの	11	民第2運動	2 T	-	8, 656		0	0	×	×	つな	1.0m∼2.0m	$3.0\sim5.0m$
向民 工 に いの広場 総 向中 3 丁目 日	12	新浜公園	1丁目	-	58, 123	58, 122	0	0	×	×	つな	なし	$3.0\sim5.0m$
南3丁目児童遊園 忠岡南3丁目 15番地 一 780 779 × × × 1 F 床 上 浸水 1 0m ~ 2.0m 子供の広場(北区グラウンド) 忠岡南3丁目 11番地 一 2.855 × ○ × × 1 F 床 下 浸水 1.0m ~ 2.0m 西区ふれあい公園 忠岡中2丁目 764番地 一 416 415 × ○ × × 1 F 床 下 浸水 1.0m ~ 2.0m 中間を込れるい公園 忠岡中1丁目 26番 一 416 415 × ○ × × 1 F 床 下 浸水 0.0m ~ 2.0m 子供の広場(ゲートボール場) 忠岡東1丁目 24番 一 1,061 ○ ○ × × なし かし	13	町民いこいの広場	中3丁目	-	7, 095	7, 094	×	0	×	×	1 F 床下浸水	1.0m∼2.0m	$3.0\sim5.0m$
今供の広場(北区グラウンド) 忠岡南37目11番地 一 2,855 × × × × × 下 1 F F 下浸水 1 10m~2.0m 西区ふれあい公園 忠岡中17目36番地 - 416 415 × × × × 1 F F 下浸水 0.01m~2.0m 中岡神北北側空地 忠岡中17目26番 - 1,061 O × × × なし なし か 本 なし の × × なし か 本 なし か 本 なし の × × なし か 本 なし の × × なし か なし なし か なし か なし か なし か なし の の か なし か なし か なし か なし か なし か か か か か か か か か か か か か か か か か か か<	14	3 丁目児	南3丁	-	780	6//	×	0	×	×	ഥ	1.0m∼2.0m	$3.0\sim5.0m$
西区ふれあい公園 は固中2丁目76番地 - 416 415 × 0 × x × 1 F 床下浸水 0.01m~0.3m は固神社北側空地 は固神社北側空地 中 002 902 902 0 × x × なし か なし 子供の広場(ゲートボール場) は固申1丁目24番 - 1,061 1,061 O × x × なし か なし	15		洭	-	2, 855		×	0	×	×	1 F 床下浸水	1.0m∼2.0m	$3.0\sim5.0m$
忠岡神社北側空地忠岡中17目26番-902902O××ななし子供の広場(ゲートボール場)忠岡中17目24番-1,0611,061O××ななし緑水園総岡東27目1番地-1,0346×OOO1 F床下浸水なし緑水園総の様第17目2番-1,4551,454×OOO1 F床下浸水なし鉢の様第2子ビッコ老人憩いの広場忠岡東37目2番-100NOOO1 F床下浸水なし忠岡東37目2番-100NOOO1 F床下浸水なし忠岡東37目2番-100NOOOT F床下浸水なし北田児童遊園北田児童遊園北田公丁目17番地-1,678×OOOT F床上浸水青月神社高月向井田公園-1,678×OOOT F床上浸水青月中井田公園高月南37目1番地-2,476×OOOT F床上浸水吉角公園-2,4772,476×OOOT F床上浸水	16	西区ふれあい公園		-	416	415	×	0	×	×	F床下浸水	0.01m∼0.3m	$0.5 \sim 3.0 m$
子供の広場(ゲートボール場) 忠岡申丁目24番 一 1,061 1,061 0 × × 本 なし 扇水園 島田東丁目34番地 一 10,346 10,346 × 〇 〇 〇 1 F床下浸水 なし 緑水園 島の様第1丁目34番地 一 1,455 1,454 × 〇 〇 〇 1 F床下浸水 なし 鉢の様第1子ビッコ老人憩いの広場 島岡東3丁目2番 一 100 100 × 〇 〇 〇 1 F床下浸水 なし 島の様第3子ビッコ老人憩いの広場 島岡東3丁目2番 一 100 100 × 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 1 F床下浸水 なし 島の様第3子ビッコ老人憩いの広場 忠岡東3丁目12番 一 100 × 〇	17	忠岡神社北側空地	中1丁	-	905	806	0	0	×	×	つな	なし	$0.5 \sim 3.0 m$
時本園 出の選手1丁目34番地 一 10,346 × 〇 〇 〇 口 日 日下床下浸水 本 緑水園 島の様第1子ピッコ老人憩いの広場 品岡東3丁目1番地 一 1,455 1,454 × 〇 〇 〇 口 日 1下床下浸水 本 鉢の様第1子ピッコ老人憩いの広場 品岡東3丁目2番 一 100 N 〇 〇 〇 日 1下床下浸水 本 は四東3丁目2番 一 100 N 0 〇 〇 〇 日 日 日 本 本 〇 〇 〇 〇 〇 日 日 本 <td>18</td> <td>子供の広場(ゲートボール場)</td> <td>中1丁</td> <td>-</td> <td>1,061</td> <td>1,061</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>つな</td> <td>なし</td> <td>$0.5 \sim 3.0 m$</td>	18	子供の広場(ゲートボール場)	中1丁	-	1,061	1,061	0	0	×	×	つな	なし	$0.5 \sim 3.0 m$
緑水園 に囲東27目1番地 一 1,455 1,454 × 〇 〇 〇 口 下床下浸水 本 鉢の様第1チビッコ老人憩いの広場 応岡東37目2番 一 100 100 × 〇 〇 〇 〇 〇 〇 口 1下床下浸水 本 鉢の様第2チビッコ老人憩いの広場 忠岡東37目2番 一 100 100 × 〇 〇 〇 〇 〇 口 1下床下浸水 本 忠岡東37目子ビッコ老人憩いの広場 忠岡東37目10番 一 118 118 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 口 万 本	19	町民運動場	東1丁	-	10, 346	10, 346	×	0	0	0	ഥ	なし	なし
鉢の様第1チビッコ老人憩いの広場 忠岡東37目2番 一 100 100 × 〇 〇 〇 日 下床下浸水 本 鉢の様第2チビッコ老人憩いの広場 忠岡東37目2番 一 100 100 × 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 日 1下床下浸水 本 は四東37目2番 一 118 118 〇 〇 〇 〇 〇 口 本	20	緑水園	洭	-	1, 455	1, 454	×	0	0	0	1 F 床下浸水	なし	なし
鉢の様第2子ビッコ老人憩いの広場 忠岡東3丁目2番 一 100 N 〇 〇 〇 日 1下房下浸水 本 林の様第3子ビッコ老人憩いの広場 忠岡東3丁目2番 一 100 N 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 口 な 北田児童遊園 北田2丁目9番地 一 1,678 1,678 × 〇 〇 〇 〇 〇 〇 1 下床上浸水 本 北田公園 北田2丁目17番地 一 1,678 × 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 1 下床上浸水 本 青原神社 一 1,678 × 〇	21	第1チビッコ	東3丁	-	100	100	×	0	0	0	1 F 床下浸水		なし
鉢の様第3子ビッコ老人憩いの広場 忠岡東3丁目2番 一 100 100 × 〇 〇 〇 〇 〇 万 <t< td=""><td>22</td><td>2チビッコ</td><td>東3丁</td><td>-</td><td>100</td><td>100</td><td>×</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td></td><td>なし</td><td>なし</td></t<>	22	2チビッコ	東3丁	-	100	100	×	0	0	0		なし	なし
は問東3丁目子ビッコ広場 は問東3丁目10番 一 118 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 万 下床下浸水 次 北出八日の番地 北出乙目17番地 一 1,678 1,678 × 〇 〇 〇 〇 〇 1 下床上浸水 次 曹原神社 高月南3丁目13番地 一 2,063 × 〇 〇 〇 〇 〇 1 下床上浸水 次 高月向井田公園 高月北2丁目20番地 一 2,477 × 〇 〇 〇 〇 〇 0 下床上浸水 次 三角公園 高月の上間 11番地 100 × 〇	23	+	東3丁	-	100	100	×	0	0	0		なし	なし
北出児童遊園 北出了目9番地 一 282 x8 X O O T 床下浸水 本 北出公園 北出公目17番地 一 1,678 x O O O 1 F床上浸水 本 菅原神社 高月南3丁目4番 一 2,063 2,063 x O O O 1 F床上浸水 本 高月向井田公園 高月北2丁目20番地 一 2,477 2,476 x O O O T F床上浸水 本 三角公園 高月太田 高月南3丁目11番地 一 10 x O O O O T F床上浸水 本	24	岡東3丁目チビッコ		ı	118	118	0	0	0	0	なし	なし	$\sim 0.5 \mathrm{m}$
北出公園 北出2丁目17番地 一 1,678 x O O O TF床上浸水 本 菅原神社 高月南3丁目4番 一 2,063 x O O O TF床上浸水 本 高月向井田公園 高月北2丁目20番地 一 2,477 x,476 x O O O TF床上浸水 本 三角公園 高月南3丁目11番地 一 100 x O O O TF床上浸水 本	25		2Т	1	282	787	×	0	0	0	1 F 床下浸水	なし	なし
管原神社 高月南3丁目4番 一 2,063 2,063 × O O O TF床上浸水 本 高月向井田公園 高月向井2丁目20番地 一 2,477 2,476 × O O O TF床上浸水 本 三角公園 高月南3丁目11番地 - 100 × O O O TF床上浸水 本	26	北出公園	2Т	-	1, 678	1, 678	×	0	0	0	1 F 床上浸水		なし
高月向井田公園 高月向井田公園 高月本2丁目20番地 一 2,477 2,476 × O O O TF床上浸水 本 三角公園 高月南3丁目11番地 - 100 × O O O TF床上浸水 本	27	营原神社	南3丁	-	2, 063	2, 063	×	0	0	0	1 F 床上浸水	なし	なし
三角公園 高月南3丁目11番地 一 100 × 〇 〇 〇 1 F 床上浸水 な	28	月向井田公	月北2丁	-	2, 477	2, 476	×	0	0	0	1 F 床上浸水	なし	なし
	29	三角公園	月南3丁	1	100	100	×	0	0	0		なし	なし

高潮浸水の可能性 $0.5 \sim 3.0 \text{m}$ なして なし なし 津波浸水の可能性 なしな なしな なし なし 洪水浸水の可能性※ なし なし なし なして 99/ 788 3,450 309 収容人数 1, 265 511 5, 693 1, 301 <u>۾</u> 面積 22-0350 22-1122 電話番号 21-6780 33-1151 所在地 忠岡南1-12-30 忠岡南1-18-17 忠岡南1-9-15 忠岡東1-34-1 避難所 シビックセンター 総合福祉センタ 文化会館

洪水緊急避難場所一覧

一時避難場所	所在地	電話番号	面積(㎡)	収容人数	洪水浸水の可能性※	津波浸水の可能性	高潮浸水の可能性
新浜緑地	新浜3丁目地内	I	7, 282	7, 281	なし	なし	0.5∼3.0m
町民第2運動場	新浜2丁目5番52号	I	8, 656	8, 655	なし	1. 0m ~2. 0m	3.0∼5.0m
新浜公園	新浜1丁目7番	I	58, 123	58, 122	なし	なし	3.0∼5.0m
忠岡神社北側空地	忠岡中1丁目26番	I	905	905	なし	なし	$0.5 \sim 3.0 \text{m}$
子供の広場(ゲートボール場)	忠岡中1丁目24番	I	1, 061	1,061	なし	なし	$0.5 \sim 3.0 \text{m}$
忠岡東3丁目チビッコ広場	忠岡東3丁目10番	I	118	118	なし	なし	$0.5 \sim 3.0 m$
ナイン アータ おけ ライ 吹 イ ま ※	4. 三典十岁4三典十		二、千四三法	ポーセント	指官川・牧官川・牛包川法様において、 やト2900年に一年におって 第(1年間末9104mm)	. 五一二二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	= 104mm)

総 則

災害予防対策

災害応急対策

付編 宣言に伴う対応東海地震の警戒

付 防災対策推進計画編 南海トラフ地震

事故等災害 応急対策

復興対策

資料編

地震緊急避難場所一覧

一時避難場所	所在地	電話番号	面積(㎡)	収容人数	洪水浸水の可能性※	津波浸水の可能性	高潮浸水の可能性
新浜緑地	新浜3丁目地内	1	7, 282	7, 281	なし	つな	$0.5 \sim 3.0 m$
町民第2運動場	新浜2丁目5番52号	I	999 '8	8, 655	1な	1.0m∼2.0m	$3.0 \sim 5.0 m$
新浜公園	新浜1丁目7番	1	58, 123	58, 122	なし	なし	3.0~5.0m
町民いこいの広場	忠岡中3丁目7番	I	7, 095	7, 094	1 F床下浸水	1.0m∼2.0m	3.0~5.0m
南3丁目児童遊園	忠岡南3丁目15番地	1	780	179	1 F床上浸水	1.0m∼2.0m	3.0~5.0m
子供の広場(北区グラウンド)	忠岡南3丁目11番地	I	2, 855	2, 855	1 F床下浸水	1.0m∼2.0m	$3.0 \sim 5.0 m$
西区ふれあい公園	忠岡中2丁目764番地	1	416	415	1 F床下浸水	$0.01 \mathrm{m} \sim 0.3 \mathrm{m}$	0.5~3.0m
忠岡神社北側空地	忠岡中1丁目26番	I	806	905	なし	なし	0.5∼3.0m
子供の広場(ゲートボール場)	忠岡中1丁目24番	I	1,061	1,061	つ な	つな	$0.5 \sim 3.0 \text{m}$
町民運動場	忠岡東1丁目34番地	I	10, 346	10, 346	1 F床下浸水	なし	なし
緑水園	忠岡東2丁目1番地	1	1, 455	1, 454	1 F床下浸水	つな	なし
鉢の様第1チビッコ老人憩いの広場	忠岡東3丁目2番	I	100	100	1 F床下浸水	つな	なし
鉢の様第2チビッコ老人憩いの広場	忠岡東3丁目2番	1	100	100	1 F床下浸水	つな	なし
鉢の様第3チビッコ老人憩いの広場	忠岡東3丁目2番	I	100	100	1 F床下浸水	つな	なし
忠岡東3丁目チビッコ広場	忠岡東3丁目10番	1	118	118	つな	つな	~0.5m
北出2丁目憩の広場	北出2丁目9番地	1	282	282	1 F床下浸水	つな	なし
北出公園	北出2丁目17番地	I	1, 678	1, 678	1 F床上浸水	つな	なし
菅原神社	高月南3丁目4番	1	2, 063	2, 063	1 F床上浸水	コな	なし
高月向井田公園	高月北2丁目20番地	1	2, 477	2, 476	1 F床上浸水	つな	なし
三角公園	高月南3丁目11番地	I	100	100	1 F床上浸水	つな	なし

津波緊急避難場所一覧

	의 그 기	电跖角污	面槓(m)	収容人数	津波浸水の可能性
忠岡中学校	忠岡東1-17-5	33-5901	1, 439	872	なし
シビックセンター	忠岡東1-34-1	22-1122	5, 693	3, 450	なし
東忠岡小学校	馬瀬2-17-1	21-6550	1, 063	644	なし
高月コミュニティーセンター	高月南3-3-5	_	179	108	なし
東忠岡保育所	馬瀬2-17-3	33-6700	1, 699	1, 029	なし
東忠岡幼稚園	馬瀬2-17-2	32-6940	1, 520	921	なし
一時避難場所	所在地	電話番号	面積(㎡)	収容人数	津波浸水の可能性
町民運動場	忠岡東1丁目34番地	_	10, 346	10, 346	なし
緑水園	忠岡東2丁目1番地	_	1, 455	1, 454	なし
鉢の様第1チビッコ老人憩いの広場	忠岡東3丁目2番	1	100	100	なし
鉢の様第2チビッコ老人憩いの広場	忠岡東3丁目2番	_	100	100	なし
鉢の様第3チビッコ老人憩いの広場	忠岡東3丁目2番	_	100	100	なし
忠岡東3丁目チビッコ広場	忠岡東3丁目10番	_	118	118	なし
北出2丁目憩の広場	北出2丁目9番地	_	282	282	なし
北出公園	北出2丁目17番地	_	1, 678	1, 678	なし
菅原神社	高月南3丁目4番	1	2, 063	2, 063	なし
高月向井田公園	高月北2丁目20番地	_	2, 477	2, 476	なし
三角公園	高月南3丁目11番地	I	100	100	なし
				•	
津波避難ビル	所在地	指定年月日	面積(㎡)	収容人数	津波浸水の可能性
忠岡町文化会館	忠岡南1丁目18香17号	H24. 6. 26	511	510	なし
エルフローラ	忠岡南3丁目11香25号	H24. 6. 26	117	117	あり
カサ・ド・エムズ	忠岡北3丁目5香10号	H24. 9. 1	06	06	あり
三進金属工業株式会社	新浜1丁目3番10号	H31. 4. 1	400	400	あり
WESTヒルズ忠岡	忠岡北2丁目9番9号	R2. 10. 20	134	134	なし

驯	高潮緊急避難場所一覧							
番号	避難所	所在地	皇話番号	面積 (㎡)	収容人数	洪水浸水 の可能性※	津波浸水 の可能性	高潮浸水 の可能性
1	忠岡中学校	忠岡東1-17-5	33-5901	1, 439	872	1 F 床下浸水	なし	なし
2	シビックセンター	忠岡東1-34-1	22-1122	5, 693	3, 450	なし	なし	なし
3	東忠岡小学校	馬瀬2-17-1	21-6550	1,063	644	1 F 床下浸水	なし	なし
4	高月コミュニティーセンター	高月南3-3-5	1	179	108	1 F床上浸水	なし	なし
2	東忠岡保育所	馬瀬2-17-3	33-6700	1, 699	1, 029	1 F 床下浸水	なし	なし
9	東忠岡幼稚園	馬瀬2-17-2	32-6940	1, 520	921	1 F 床下浸水	なし	なし

番号	一時避難場所	所在地	台묲巺킓	面積 (m³)	収容人数	洪水浸水 の可能性※	津波浸水 の可能性	高潮浸水 の可能性
7	町民運動場	忠岡東1丁目34番地	I	10, 346	10, 346	1 F床下浸水	なし	なし
8	緑水園	忠岡東2丁目1番地	I	1, 455	1, 454	1 F床下浸水	なし	なし
6	鉢の様第1チビッコ老人憩いの広場	忠岡東3丁目2番	-	100	100	1 F床下浸水	なし	なし
10	鉢の様第2チビッコ老人憩いの広場	忠岡東3丁目2番	-	100	100	1 F床下浸水	なし	なし
11	鉢の様第3チビッコ老人憩いの広場	忠岡東3丁目2番	_	100	100	1 F床下浸水	なし	なし
12	忠岡東3丁目チビッコ広場	忠岡東3丁目10番	-	118	118	なし	なし	~0.5m
13	北出2丁目憩の広場	北出2丁目9番地	_	282	282	1 F床下浸水	なし	なし
14	北出公園	北出2丁目17番地	_	1, 678	1, 678	1 F床上浸水	なし	なし
15	菅原神社	高月南3丁目4番	_	2, 063	2, 063	1 F床上浸水	なし	なし
16	高月向井田公園	高月北2丁目20番地	_	2, 477	2, 476	1 F床上浸水	なし	なし
17	三角公園	高月南3丁目11番地	-	100	100	1 F 床上浸水	なし	なし

(1時間雨量104mm) ※洪水浸水の可能性については、大津川水系大津川・槇尾川・松尾川・牛尾川流域において、およそ200年に一度に起こる雨によって氾濫した場合の洪水予測にもとづいた浸水想定によるものです。(忠岡町洪水ハザードマップの浸水想定と同様)

総

避難所	所在地	電話番号	指定年月日	洪水浸水の可能性※	津波浸水の可能性	高潮浸水の可能性
有限会社 ほがらか	忠岡東2丁目14番6号	20-5727	H25. 3. 14	なし	なし	なし
医療法人 愛朗会おくだ医院	忠岡東1丁目21番27号	31-0728	H25. 3. 14	なし	なし	なし
有限会社あんずデイサービスセンター	馬瀬1丁目9番2号	33-4165	H25. 4. 5	1 F床下浸水	なし	なし
療養通所介護アネトス	忠岡東1丁目15番28号	32-2885	H25. 4. 5	1 F床下浸水	なし	なし
NPOデイサービスよりあい倶楽部忠岡	忠岡南1丁目3番19号	20-0356	H25. 4. 8	なし	なし	なし
ディサービスセンター健樂舎母屋	北出3丁目3番20号	31-0148	H25. 4. 10	1 F床下浸水	なし	なし
グループホーム アムール忠岡	忠岡東2丁目15番38号	20-0818	H25. 4. 23	なし	なし	なし
グループホームアムール忠岡アネックス	忠岡中1丁目5番26号	22-8788	H25. 4. 23	なし	なし	なし
ピープルハウス忠岡	高月北1丁目11番3号	46-3333	H25. 5. 1	1 F 床下浸水	なし	なし
ピープルライティングスクール泉北	高月北1丁目12番2号	46-3683	H25. 5. 1	1 F床下浸水	なし	なし
ピープルケアハウスいずみ	高月北1丁目12番4号	46-3693	H25. 5. 1	1 F 床下浸水	なし	なし
ディサービス花れん	馬瀬3丁目10番13号	32-3033	H25. 5. 30	1 F床上浸水	なし	なし
安藤外科・整形外科通所リハビリセンター	- 忠岡東1丁目39番29号	22-7110	H26. 3. 31	1 F床下浸水	なし	なし
リハビリデイサービスいずみ	忠岡中1-11-25	32-4509	H26. 3. 31	なし	なし	なし
住宅型有料老人ホーム丸福tadaoka	馬瀬1丁目16番1号	32-1341	H28. 12. 26	1 F床下浸水	なし	なし
※洪水浸水の可能性については、大洋	大津川水系大津川・槇尾川	・松尾川・	牛尾川流域において、	おいて、およそ200年に一度に起	こる雨	(1時間雨量104mm)

※洪水浸水の可能性については、大津川水系大津川・槇尾川・松尾川・牛尾川流域において、およそ500年に一度に起こる雨によって氾濫した場合の洪水予測にもとづいた浸水想定によるものです。(忠岡町洪水ハザードマップの浸水想定と同様)

福祉避難所一覧

(2) 要配慮者利用施設一覧

要配慮者利用施設一覧(令和4年4月1日)

番号	名称	住所	電話番号	洪水※1	洪水※2	津波	高潮
1	ピープルライティングスクール泉北	高月北1-12-2	46-3683	0	0		
2	ピープルケアハウスいずみ	高月北1-12-4	46-3693	0	0		
3	ピープルハウス忠岡	高月北1-11-3	46-3333	0	0		
4	デイサービスセンター健樂舎母屋	北出3-3-20	31-0148	0			
5	デイサービスセンター健樂舎	高月南2-2-8	20-0121	0			
6	デイサービス花れん	馬瀬3-10-13	32-3033	0			
7	リハビリデイサービスいずみ	忠岡中1-11-25	32-4509	0			
8	有)あんずデイサービスセンター	馬瀬1-9-2	33-4165	0			
9	アムール忠岡(グループホーム)	忠岡東2-15-38	20-0818	0			
10	デイサービスセンターほがらか	忠岡東2-14-6	31-8266	0			
11	療養通所介護アネトス	忠岡東1-15-28	32-2884	0			
12	アムール忠岡アネックス(グループホーム)	忠岡中1-5-26	22-8788	0			
13	アムール忠岡(小規模多機能型居宅介護)	忠岡中1-5-26	22-8788	0			
14	NPOデイサービスよりあい倶楽部忠岡	忠岡南1-3-19	20-6460	0			
15	総合福祉センター	忠岡南1-9-15	22-0367	0			
16	有料老人ホーム綺麗	高月南3-15-4	23-7900	0			
17	ポラリスデイサービスセンター忠岡町	忠岡中1-8-17	23-7300	0			
18	デイサービス虹	忠岡南2-21-15	32-2530	0			0
19	デイサービスセンターたゆた	忠岡北2-11-24	24-3339	0		0	0
20	丸福tadaoka	馬瀬1-16-1	20-5155	0			
21	生活介護事業所スクエア	高月南2-4-14	58-6165	0			
22	障がい者支援センタークローバー	馬瀬1-4-13	22-1777	0			
23	こどもデイサービス ハニーコスモス	忠岡中1-10-3	20-6137	0			
24	リハこどもデイ アイビー	馬瀬1-1-8	90-6123	0			
25	リハこどもデイ メイフラワー	馬瀬3-2-5	21-3336	0			
26	こどもデイサービス アレ・オリヴィエ	忠岡南1-4-8	30-2941	0			
27	リハこどもデイ フクシア	高月南3-8-37	20-0830	0			
28	就労継続支援B型事業所オリーヴ	馬瀬2-15-9	33-2310	0			
29	障がい支援 ハピネス	忠岡北3-14-33	23-1380	0		0	0
30	児童館	忠岡東1-34-1	22-1122	0			
31	チューリップ保育園	忠岡南1-2-17	20-0331	0			
32	ピープル忠岡チャイルドスクール	忠岡中2-16-25	20-0555	0		0	0
33	東忠岡保育所	馬瀬2-17-3	33-6700	0			
34	東忠岡老人いこいの家	北出2-1-21	22-1567	0			
35	ユアサイド忠岡South	北出2-20-32	51-7062	0			
36	ユアサイド忠岡North	北出2-20-31	51-7062	0			
37	医療法人愛朗会おくだ医院(通所リハ)	忠岡東2-16-2	23-0132	0			
38	ナーシングホーム忠岡さつき通り	忠岡東1-39-29	22-8022	0			
39	リヴ・はっぴぃーきらら	忠岡北2-11-23	22-1229	0		0	0
40	リーブル忠岡	忠岡東1-17-8	20-5522	0			
41	サンテきらら忠岡	忠岡北2-10-7	22-1234	0		0	0
42	サービス付き高齢者向け住宅健樂舎	高月南2-2-8	20-0121	0			
43	和泉しんのう庵	高月北2-10-28	45-1710	0	0		
44	オリーブEプラス	忠岡中1-11-25	33-2310	0			
45	リハビリデイサービスルピナス忠岡	忠岡南3-11-25	21-6780	0		0	0
46	東忠岡幼稚園	馬瀬2-17-2	32-6940	0			
47	忠岡小学校	忠岡南1-12-30	21-6780	0		0	0
48	東忠岡小学校	馬瀬2-17-1	21-6550	0			
49	忠岡中学校	忠岡東1-17-5	33-5901	0			
50	医療法人穂仁会 聖祐病院	忠岡北1-3-7	20-6650	0			0
51	医療法人医敬会 安藤外科・整形外科医院	忠岡東1-39-29	22-5515	0			

^{※1} 想定最大規模降雨 (1/1000年程度の降雨) に伴い、関係河川が氾濫した場合の洪水 (24時間総雨量875.0mm、1時間総雨量101.4mm)

^{※2} 計画規模降雨 (1/100年の降雨) に伴い、関係河川が氾濫した場合の洪水 (24時間総雨量345.0mm、1時間最大雨量86.9mm)

(3) 避難路一覧

	路線番号	路線名
府道	29	大阪臨海線
	229	田治米忠岡線

町道	路線番号	路線名
	1 -76	新浜1号線
	2-1	中央線
	1 - 5	浜道線
川垣	1 - 1	本通り線
	1 - 7	新開通り線
	1-6	泉大津岸和田線
	2 -22	忠岡 51 号線

(4) 避難経路図

総則

災害予防対策

災害応急対策

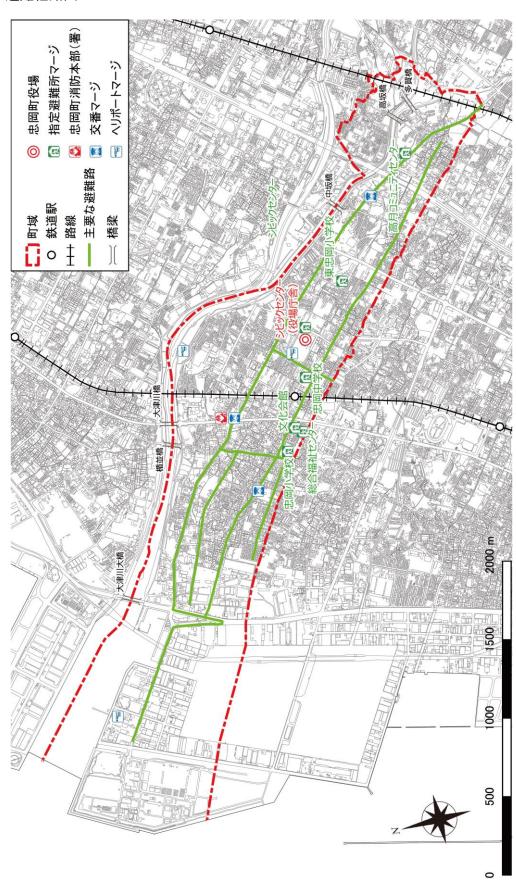
付 宣言に伴う対応編 東海地震の警戒

付 防災対策推進計画編 南海トラフ地震

応急対策 事故等災害

復興対策.

資料編



資料 9 条例関係

(1) 防災会議条例

○忠岡町防災会議条例

昭和38年7月17日条例第17号 改正 昭和52年2月25日条例第1号 平成8年3月5日条例第16号 平成12年3月8日条例第2号 平成24年9月18日条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定 に基づき、忠岡町防災会議(以下「防災会議」という)の所掌事務及び組織を定めるこ とを目的とする。

(所掌事務)

- 第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 忠岡町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
 - (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
 - (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属 する事務

(会長及び委員)

- 第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。
- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 大阪府の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 大阪府警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長が、その部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 町の教育委員会の教育長
 - (6) 町の消防署長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
 - (9) 陸上自衛隊の自衛官のうちから町長が任命する者
 - (10) 前各号に掲げる者のほか、町長が適当と認める者
- 6 前項の委員の定数は、33人以内とする。

- 7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期 は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

- 第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
 - 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、大阪府の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
 - 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

- 第5条 防災会議は、その定めるところにより部会を置くことができる。
 - 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
 - 3 部会に部会長を置き会長の指名する委員がこれに当たる。
 - 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
 - 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指定する者がその職務を代理する。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附則

- この条例は、公布の日から施行する。 附 則(昭和52年2月25日条例第1号)
- この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年3月5日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月8日条例第2号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
 - 附 則(平成24年9月18日条例第13号)
 - この条例は、公布の日から施行する。

(2) 忠岡町災害対策本部条例

○忠岡町災害対策本部条例

昭和39年3月25日条例第22号 改正 平成8年3月5日条例第17号 平成24年9月18日条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の 規定に基づき、忠岡町災害対策本部(以下「災害対策本部」という)に関し必要な事項 を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 災害対策本部は、本町防災会議と緊密な連絡のもとに、地域防災計画に基づき、災害予防及び災害応急対策を実施する。

(本部長及び本部員)

- 第3条 災害対策本部は、本部員をもって組織する。
- 2 災害対策本部長は、町長をもって充てる。
- 3 災害対策副本部長並びに災害対策本部員は、町長が部内の職員のうちから任命する。
- 4 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、部内の職員を指揮監督する。
- 5 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故あるとき は、その職務を代理する。
- 6 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。 (部及び事務局)
- 第4条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部及び事務局を置くことができる。
- 2 部及び事務局に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
- 3 部に部長及び事務局に事務局長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部 員がこれに当たる。
- 4 部長はその部、事務局長はその事務局の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本 部長が定める。

附則

- この条例は、公布の日からこれを実施する。
 - 附 則(平成8年3月5日条例第17号)
- この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年9月18日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

付編

(3) 忠岡町防災行政無線局管理運用規程

平成 12 年 2 月 1 日規程第 1 号 改正 平成 12 年 12 月 29 日規程第 4 号 平成 19 年 3 月 27 日規程第 2 号 平成 28 年 1 月 13 日規程第 1 号

(趣旨)

第1条 この規程は、忠岡町防災行政無線局(以下「防災行政無線局」という)の管理及 び運用に関し、電波法(昭和25年法律第131号。以下「法」という)及び関係法令等 に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところ による。
- (1) 無線局 無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。
- (2) 無線従事者 無線設備の操作を行う者であって、総務大臣の免許を受け、かつ、 当該無線設備を操作する資格を有する者をいう。
- (3) 親局 特定の2以上の受信設備に対し、同時に同一の内容の通報を送信する無線局をいう。
- (4) 子局 親局の通信の相手方となる受信設備をいう。

(防災行政無線局の配置)

第3条 無線局の配置は、別表のとおりとする。

(総括管理者)

- 第4条 無線局に、総括管理者を置く。
- 2 総括管理者は、無線局の管理及び運営を総括し、総括責任者を指揮監督する。
- 3 総括管理者は、町長とする。

(総括責任者)

- 第5条 無線局に、総括責任者を置く。
- 2 総括責任者は、総括管理者の命を受け、管理責任者を指揮監督する。
- 3 総括責任者は、防災事務を所管する部長をもって充てる。

(管理責任者)

- 第6条 無線局に、管理責任者を置く。
 - 2 管理責任者は、総括責任者の命を受け、無線局の管理及び運用の業務を所掌する とともに、日常の運用管理を行うものとする。
- 3 管理責任者は、防災事務を所管する課長をもって充てる。

(通信担当者)

- 第7条 無線局に、通信担当者を置く。
- 2 通信担当者は、法第40条第1項の資格を有するもののうち、同法第51条に基づき

町長が無線従事者として選任を届け出た者をもってこれに充てる。

3 通信担当者は、管理責任者の指示を受け、無線局の管理及び運用の業務を分掌する。

(備付書類)

- 第8条 管理責任者は、法令及び関係法令等に基づく業務関係書類を管理及び保管する。
- 2 無線業務日誌は、定期的に管理責任者の閲覧を受けるものとする。

(無線従事者の届出)

第9条 総括管理者は、無線従事者に異動が生じたときは、法第51条の規定により、 速やかにその旨を近畿総合通信局長に届け出なければならない。

(無線設備の保守点検)

第 10 条 総括管理者は、無線設備の正常な機能維持を確保するため、定期的に保守点 検を行う。

(通信訓練)

第11条 総括責任者は、非常災害の発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟 を図るため、定期的な通信訓練を実施するものとする。

(通信事項等)

- 第12条 無線局により通信する事項は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 地震、台風等の非常事態に関する予報及び警報
 - (2) 行政事務に関する事項
 - (3) その他必要と認められる事項
- 2 通信に使用する用語は、できる限り簡潔にしなければならない。

(通信の申込み)

- 第 13 条 通信する場合の手続は、次の各号の定めるところによる。
 - (1) 各所属長は、所管する事務で住民に周知する必要のあるものについて、防災行政無線により通信する場合は、防災行政無線通信依頼書(別記様式)を管理責任者に提出しなければならない。
 - (2) 緊急を要する場合は、口頭により届出を行うことができる。
 - (3) 管理責任者は、提出された通信依頼書の内容を検討し、通信の可否を決定するものとする。

(通信統制)

- 第14条 総括責任者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、情報の円滑かつ効率的な伝達を図るため、通信順序の指定を行う等、通信統制を行うものとする。
- 2 事故その他の理由により、総括責任者が前項の通信統制を行うことができないと きは、管理責任者が通信統制を行うものとする。

(委任)

第 15 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、総括管理者が別に定める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。 附 則(平成12年12月29日規程第4号) この規程は、平成13年1月6日から施行する。 附 則(平成19年3月27日規程第2号) この規程は、平成19年4月1日から施行する。 附 則(平成28年1月13日規程第1号) この規程は、公布の日から施行する。

(4) 忠岡町災害弔慰金の支給等に関する条例

○忠岡町災害弔慰金の支給等に関する条例

改正 昭和62年3月11日条例第7号 平成3年12月21日条例第28号 平成25年12月13日条例第26号 令和元年6月20日条例第3号 令和元年9月10日条例第13号

昭和 57 年 12 月 25 日条例第 38 号

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という)及び同法施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲 げるところによる。
- (1) 災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が 生ずることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時、本町の区域内に住所を有した者をいう。 (災害弔慰金の支給)
- 第3条 町は、町民が令第1条に規定する災害(以下第11条までにおいて「災害」という)により死亡したときは、その遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。 (災害弔慰金を支給する遺族)
 - 第4条 災害 形慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 死亡者の死亡時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟 姉妹を除く。以下この項において同じ)を先にし、その他の遺族を後にする。
 - (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
 - ア配偶者
 - イ 子
 - ウ 父母
 - 工孫
 - 才 祖父母
 - (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であっ

て兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、 又は生計を同じくしていた者に限る)に対して、災害弔慰金を支給するものとす る。

- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、 前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給す ることができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上 あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人あたりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し、災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては、500万円とし、その他の場合にあっては、250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に第9条から第11条までに規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第 4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

- 第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。
 - (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
 - (2) 令第2条に規定する場合
 - (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、町長が支給を不適当と認めた場合

(支給の手続)

- 第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規定で定めるところにより支給を行うものとする。
- 2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人あたりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し

又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては 250 万円とし、その他の場合にあっては 125 万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(災害援護資金の貸付け)

- 第12条 町は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。
- 2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第 10 条第 1 項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

- 第13条 災害援護資金の1災害における1世帯あたりの貸付け限度額は、災害による 当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」 という)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という)及び住居の損害がない場合 150万円
 - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円
 - ウ 住居が半壊した場合 270万円
 - エ 住居が全壊した場合 350万円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円
 - イ 住居が半壊した場合 170 万円
 - ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く) 250万円
 - エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350 万円
 - (3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、 その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、 「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、 「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。
 - 2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項 括弧書の場合は、5年)とする。

(保証人及び利率)

- 第 14 条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。
 - 2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、 据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 1.5 パーセントとする。
 - 3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担する ものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、 いつでも繰上償還をすることができる。
- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 13 条、第 14 条第 1 項及び第 16 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 12 条の規定による ものとする。

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 57 年 7 月 10 日以後生じた災害に関して 適用する。

(災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の廃止)

2 災害 の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例(昭和 49 年忠岡町条例 第 34 号)は、この条例施行の日から廃止する。

附 則(昭和62年3月11日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(平成3年12月21日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の忠岡町災害弔慰金の支給等に関する条例(以下「改正後の条例」という)第5条の規定は、平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の条例第10条の規定は、当該災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は、同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(平成25年12月13日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日 以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則(令和元年6月20日条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第14条並びに第15条第1項及び第3項の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(令和元年9月10日条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の忠岡町災害弔慰金の支給等に関する条例第15条第3項の規定によりされている償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予は、改正後の忠岡町災害弔慰金の支給等に関する条例第15条第3項の規定によりされた償還金の支払猶予、償還免除、一時償還及び違約金とみなす。

(5) 忠岡町災害見舞金等支給条例

○忠岡町災害見舞金等支給条例

昭和 45 年 3 月 14 日条例第 8 号 改正 昭和 47 年 9 月 30 日条例第 30 号 昭和 48 年 5 月 31 日条例第 22 号 昭和 49 年 7 月 12 日条例第 34 号 昭和 53 年 9 月 28 日条例第 26 号 昭和 58 年 3 月 11 日条例第 9 号 平成 15 年 3 月 13 日条例第 4 号 平成 24 年 6 月 29 日条例第 10 号

(目的)

第1条 この条例は、災害を受けた被災者を見舞い弔慰金又は見舞金を支給し、もって社会福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「災害」とは、次に定めるものをいう。
 - (1) 火災及び風水害による被害
 - (2) 大規模爆発による被害

(給付)

- 第3条 第1条の目的を達成するため、次に掲げる給付を行う。
 - (1) 前条の災害による死亡者に対しては災害弔慰金の給付
 - (2) 前条の災害により治療期間30日以上の傷害を受けた者又は被災した世帯に対しては、災害見舞金の給付
 - 2 前項第1号に規定する死亡者とは、災害を受けその直後の結果として災害を受けたときから180日以内に死亡した者をいう。
 - 3 前条に規定する災害が本人の故意又は重大な過失による場合は、第1項の給付を 行わない。
 - 4 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例(昭和 49 年忠岡町条例 第 34 号)の規定により災害弔慰金の支給を受けた者には本条例による災害弔慰金の給付を行わない。

(受給要件)

- 第4条 前条第1項の給付を受けることができる者は、本町に居住し、かつ住民基本 台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により記録されている者とする。
- 2 前条第1項第2号の規定による被災した世帯にあっては、前項の要件を有する者 の現に居住している家屋が全焼、半焼、部分焼、類損、全壊、半壊、床上浸水又は 大規模爆発による家屋等の小破した場合とする。ただし、大規模爆発による受給要 件の認定については、町長が定める。

(給付期間)

第5条 災害見舞金等の給付期間は災害を受けたときから1年以内とする。 (給付の額)

第6条 第3条第1項に規定する給付の額は、別表のとおりとする。 (委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則(昭和47年9月30日条例第30号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 47 年 9 月 16 日から適用する。 附 則(昭和 48 年 5 月 31 日条例第 22 号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 48 年 5 月 6 日から適用する。 附 則(昭和 49 年 7 月 12 日条例第 34 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年9月28日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年7月17日から適用する。

附 則(昭和58年3月11日条例第9号)

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月13日条例第4号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成24年6月29日条例第10号)

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

別表

区分	基準	金額
災害弔慰金	死亡のとき	200,000円
災害見舞金	治療期間が 30 日以上のとき	30,000円
	家屋が全焼又は全壊のとき	200,000 円
	家屋が半焼又は半壊とき	10,000円
	家屋の床上浸水・大規模爆発による家屋の小	50,000円
	破又は火災による部分焼若しくは類焼	50, 000 FJ

ただし、町長は、被災の程度により特に必要があると認める場合は、前記の金額を増額 して給付することができる。

(6) 大阪府災害救助用食料緊急引渡要領

(趣旨)

第1 この要領は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」(平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知)(以下「基本要領」という)、「災害救助用精米の保管及び供給等の協力に関する協定」(平成9年6月2日、平成15年5月28日、平成24年4月2日、平成27年4月1日)(以下「精米基本協定」という)及び「災害救助用漬物の保管に関する協定」(平成8年8月8日)(以下「漬物保管協定」という)に基づき、災害救助法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(以下「国民保護法」という)が発動された場合における政府所有の米穀、米穀販売事業者所有の精米及び大阪府所有の漬物(以下「災害救助用食料」という)の緊急引渡について、必要な事項を定める。

(緊急引渡を行う場合)

第2 この要領に定める災害救助用食料の引渡しは、災害救助法又は国民保護法が発動された場合において、当該災害地を管轄する市町村長から被災者及び災害救助従事者に対する食料の緊急引渡しの要請があり、知事が救助食料の引渡しを決定した場合に実施する。

(引渡品目)

第3 緊急引渡しを行う品目は米穀(精米又は玄米)及び漬物とする。

(引渡数量)

第4 緊急引渡を行う数量は、次表のとおりとする。

品目区分	米穀	漬 物
被災者供給用	精米1人1食当たり 200g 又は 玄米1人1食当たり 220g	1人1食当たり 20g
災害救助従事者 供 給 用	精米1人1食当たり300g 又は 玄米1人1食当たり330g	1人1食当たり 20g

(引渡手続)

- 第5 災害救助用食料の緊急引渡しの手続きは、次のとおりとする。
- 1. 知事と市町村長の連絡ができる場合
- (1)米穀(精米又は玄米)
 - ①市町村長は知事に災害救助用食料の引渡要請を事前に行うとともに、災害救助用 食料緊急引渡申請書(様式第1号)を提出する。

ただし、申請書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により申請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。

- ②知事は、市町村長の申請に基づき引渡数量を決定し、米穀販売事業者の倉庫の所在 地と被災市町村との距離、倉庫の在庫数量等を勘案したうえで、米穀販売事業者が その引渡数量を十分に供給できる場合には③、十分に供給できない場合には併せ て④の手続きを行うものとする。
- ③米穀販売事業者が十分に供給できる場合
 - ア 知事は、米穀販売事業者の中から精米の供給を行う業者(以下「供給業者」という)を選定し、災害救助用食料(精米)供給要請書(様式第2号)により精米の供給要請を行う。
 - ただし、申請書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により申請することが できる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。
 - この際に知事は、供給業者以外の米穀販売事業者に対しても、電話等により連絡を 行い、いつでも対応できる体制を取るよう要請するものとする。
 - イ 知事の要請を受けた供給業者は、知事が指定する場所へ精米を輸送し、市町村 長へ納品書と併せて引渡しを行う。この時、供給業者が輸送手段を確保できな い場合は、知事がこれを斡旋するものとする。
 - ウ 市町村長は、精米の受領後、速やかに供給業者へ災害救助用食料(精米)受領書(様式第3号)を1部提出する。
 - エ 市町村長は、災害救助用食料(精米)受領報告書(様式第4号)に災害救助用食料(精米)受領書(様式第3号)及び納品書の原本を添えて、速やかに知事に1 部提出し、納品書の写しについては市町村長において保管するものとする。
- ④米穀販売事業者が十分に供給できない場合
 - ア 知事は、農林水産省政策統括官(以下「政策統括官」という)に対し、政府所有 米穀の引渡しに関し電話等により連絡し、その後速やかに災害救助用米穀の 引渡要請書(様式第5号)を提出する。
 - イ 政策統括官は、アの要請を受け、政府所有米穀の販売、保管、運送等の一連の 業務について委託を受けた者(以下、「受託事業体」という)及び知事と連絡調 整を行い、供給する災害救助用米穀及び引渡方法を決定する。
 - ウ 知事は、政策統括官と政府所有主要米穀売買契約書(基本要領様式4-23) により契約を締結する。
 - エ 政策統括官は、ウの売買契約の締結後、速やかに受託事業体に対し知事又は知 事が指定した者(以下「指定引取人」という)に災害救助用米穀を引き渡すよう 指示する。
 - オ 知事又は指定引取人は、災害救助用米穀の受領後、速やかに受託事業体が発行する引渡通知書(仮称)と引換えに災害救助用食料(米穀)受領書(様式第6号)を提出し、必要に応じて米穀販売事業者に対し災害救助用米穀のとう精を要請する。
 - カ 市町村長は、災害救助用米穀の受領後、速やかに知事又は指定引取人へ災害救助用食料(米穀)受領書(様式第6号)を1部提出する。
 - キ 指定引取人からの引渡しを受けた市町村長は、災害救助用食料(米穀)受領報

告書(様式第7号)に災害救助用食料(米穀)受領書(様式第6号)及び納品書の原本を添えて、速やかに知事に1部提出し、納品書の写しについては市町村長において保管するものとする。

(2)漬物

ア 市町村長は知事に災害救助用食料の引渡要請を事前に行うとともに、災害救助用食料緊急引渡申請書(様式第1号)を提出する。

ただし、申請書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により申請する ことができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。

イ 知事は、市町村長の申請に基づき引渡数量を決定し、大阪府所有の漬物を保管 している者(以下「漬物保管者」という)に災害救助用食料(漬物)引渡指示書 (様式第8号)により、漬物の引渡指示を行う。

ただし、指示書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により要請する ことができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。

- ウ 知事の指示を受けた漬物保管者は、知事が指定する場所に漬物を輸送し、市町 村長へ納品書と併せて引き渡す。この時、漬物保管者が輸送手段を確保できな い場合は、知事がこれを斡旋するものとする。
- エ 市町村長は、漬物の受領後、速やかに漬物保管者へ災害救助用食料(漬物)受 領書(様式第9号)を1部提出する。
- オ 市町村長は、災害救助用食料(漬物)受領報告書(様式第10号)に災害救助用食料(漬物)受領書(様式第9号)及び納品書の原本を添えて、速やかに知事に1 部提出し、納品書の写しについては市町村長において保管するものとする。
- 2. 交通、通信の途絶等のため知事と市町村長の連絡がつかない場合

(1)米穀(玄米)

- ア 市町村長は、政策統括官に対し、引渡しを電話等で要請のうえ、連絡のつき次 第、知事にその旨連絡することとする。
- イ 知事は、アの連絡を受けた後、1の(1)の②以降により、災害救助用食料の引渡しの手続を行う。

(2)漬物

- ア 市町村長は、漬物保管者に対し、引渡しを電話等で要請のうえ、連絡のつき次 第、知事にその旨連絡することとする。
- イ 知事は、アの連絡を受けた後、1の(2)のイ以降により、災害救助用食料の引渡しの手続を行う。

(買受手続等)

第6 知事は、市町村長が第5の1の(1)の③及び2の(1)により災害救助用食料を 受領したときは、精米基本協定第8条第1項の規定に基づき価格の決定を速やかに 行うものとする。

(代金納付)

第7 知事は、第5の1の(1)の③及び2の(1)による災害救助用食料を受領した場合は、精米基本協定第8条に基づく請求があった日から起算して30日以内に供給業者に、第5の1の(1)の④による災害救助用食料を受領した場合は、基本要領様式4-23第3条の規定に基づき政策統括官に、第5の1の(2)及び2の(2)による災害救助用食料を受領した場合は、漬物保管協定第3条第2項に基づく請求のあった日から起算して30日以内に漬物保管者に、それぞれ納付するものとする。

附則

- 1 この要領は平成2年4月1日から施行する。
 - 2 災害時における米穀及び乾パンの応急配給要領(昭和59年9月1日施行)は、 廃止する。
- 附則

この要領は平成6年8月4日から施行する。

附則

この要領は平成9年4月1日から施行する。

附則

この要領は平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要領は平成18年10月2日から施行する。

附則

この要領は平成19年5月1日から施行する。

附則

この要領は平成22年6月3日から施行する。

附則

この要領は平成23年5月1日から施行する。

附則

この要領は平成23年12月1日から施行する。

附則

この要領は平成27年12月1日から施行する。

(7) 忠岡町災害派遣手当に関する条例

昭和39年3月25日条例第24号

忠岡町災害派遣手当に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第2項及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項並びに災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)第19条の規定に基づき災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項に規定する職員(以下「派遣職員」という)の災害派遣手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(手当額等)

- 第2条 災害派遣手当は、派遣職員が住所又は居所を離れて、本町に滞在することを要する場合に限り、滞在した期間及び利用施設の区分に応じ別表に定める額を支給する。
- 2 前項に規定する滞在した期間は、派遣職員が本町に到着した日から起算し、同地を出発した日までの期間とする。

(支給方法)

第3条 災害派遣手当の支給方法は、町長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年10月2日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月29日条例第15号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表

施設利用区分	公用の施設または これに準ずる施設	その他の施設 (1日につき)
本町に滞在した期間	(1日につき)	
30 日以内の期間	3,970 円	6,620 円
30 日を超え 60 日以内の期間	3,970 円	5,870 円
60 日を超える期間	3,970 円	5,140 円

備考

- 1 本表中、「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、各種共済施設、職員研修宿泊施設、下宿等であり、「その他の施設」とは、旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条のホテル営業及び旅館営業の施設であること。
- 2 滞在期間中に利用施設を変更したときは、変更した日にかかる手当額は、変更後の施設区分による。

資料 10 災害時相互応援協定

協定名	協定先	締結 年月日	内容
大阪市忠岡町航空消	大阪市	昭和45年6月1日	回転翼航空機による
防応援協定		平成 22 年4月1日再	消防業務
		締結	
消防行政管轄区域の	和泉市	昭和 58 年 9 月 16 日	消防事務処理
境界線上に位置する	泉大津市	昭和59年4月14日	
消防対象物の行政事	岸和田市	昭和59年5月1日	
務処理に関する協定			
大阪府南ブロック消	堺市、岸和田市、泉大	昭和59年8月1日	火災、水災、その他の
防相互応援協定	津市、貝塚市、泉州南	平成 25 年4月1日再	災害に対する防ぎょ、
	消防組合、和泉市、高	締結	救急業務の応援
	石市		
大阪府下広域消防相	大阪府下の消防本部	昭和63年9月1日	大規模な災害等が発
互応援協定	を設置する市町村一	平成 28 年 4 月 1 日再締	生した場合における
	部事務組合	結	災害防ぎょ又は救助
			等の応援
災害時における避難	和泉市	平成7年11月17日	高月北地域住民の避
所の利用について			難場所の確保
災害時における忠岡	泉大津郵便局	平成 12 年 3 月 21 日	地震その他の災害時
町と泉大津郵便局と		平成 28 年6月1日再	の相互協力
の相互協力に関する		締結	
覚書			
関西国際空港消防相	大阪市、堺市、岸和田	平成15年7月1日	航空機の墜落等によ
互応援協定	市、泉大津市、貝塚市、	平成 28 年6月1日再	る大規模な災害が発
	和泉市、高石市、泉州	締結	生した場合における
	南消防組合、関西エア		災害防ぎょまたは救
	ポート株式会社		助等の応援
市立岸和田市民病院	岸和田市	平成 19 年 3 月 28 日	統合再編に伴う医療
と公立忠岡病院の統			機能の継承
合再編に関する確認			
及び協定書			
救急医療相談業務に	大阪市	平成 22 年 12 月 1 日	救急医療相談業務
係る応援協定			

		元 十 00 欠 4 □ 1 □	- 古松亜寺に甘って外
大阪広域水道震災対	大阪府(水道部、健康	平成 23 年 4 月 1 日	応援要請に基づく給
策相互応援協定 	医療部)、府内 43 市町		水・人的・物的支援及
	(大阪市除く)、泉北水		び大阪広域水道企業
	道企業団		団水道震災対策中央
			本部の設置
保安3法事務連携機構	大阪府内の各市町村	平成24年4月1日	保安3法事務の処理
おおさかの設立に関		平成 28 年 4 月 1 日再締	
する協定書		結	
災害時における物品	大阪いずみ市民生活	平成 24 年 5 月 17 日	災害時における物品
の供給協力に関する	協同組合		の調達と安定供給、輸
協定書	株式会社ライフコー	平成 27 年 1 月 27 日	送、生活情報の収集・
	ポレーション		提供等の救援活動
忠岡町及び羽村市災	東京都羽村市	平成 25 年 1 月 23 日	応援要請に基づく人
害時相互応援協定書			的・物的支援等
特設公衆電話の設置・	西日本電信電話株式	平成 25 年 1 月 30 日	災害発生時における
利用に関する覚書	会社大阪南支店		被災者等の通信の確
			保
一般廃棄物(ごみ)処	堺市、高石市、和泉市、	平成 25 年 3 月 22 日	災害時等における応
理に係る相互支援基	泉大津市、岸和田市、		援要請に基づくごみ
本協定書	貝塚市、熊取町、泉佐		の処理
	野市、田尻町、泉南市、		
	阪南市、岬町、泉北環		
	境整備施設組合、岸和		
	田市貝塚市清掃施設		
	組合、泉佐野市田尻町		
	清掃施設組合、泉南清		
	掃事務組合		
 し尿及び浄化槽汚泥	高石市、和泉市、泉大	平成 25 年 3 月 22 日	災害時等における応
の処理に係る相互支	津市、岸和田市、貝塚		援要請に基づくし尿
援基本協定書	市、熊取町、泉佐野市、		等の処理
	田尻町、泉南市、阪南		
	市、岬町、泉北環境整		
	備施設組合、泉佐野市		
	田尻町清掃施設組合		
瀬戸内・海の路ネット	貝塚市他	平成 25 年 3 月 27 日	応援要請に基づく人
ワーク災害時相互応	瀬戸内海沿岸 76 市町	⁻ / ₂	的・物的支援等
援に関する協定	村	訂版追加	121 1211111111111111111111111111111111
以に対ける原作	4.1	H1/IX/E//H	

船舶火災の消火に関	大阪海上保安監部、岸	平成25年4月1日	船舶火災の消火
する業務協定	和田市、貝塚市、泉州		
	南消防組合		
忠岡町災害ボランテ	社会福祉法人忠岡町	平成25年4月3日	忠岡町災害ボランテ
ィアセンターの設置	社会福祉協議会		ィアセンターの設置、
等に関する協定書			運営等
災害発生時における	Jパックス株式会社	平成 25 年 6 月 24 日	地震その他の災害時
ダンボール製品の調	セッツカートン株式	平成 25 年 6 月 24 日	に必要なダンボール
達に関する協定書	会社		製品の調達
泉州地域災害時相互	堺市、岸和田市、泉大	平成 25 年 9 月 10 日	応援要請に基づく人
応援協定	津市、貝塚市、泉佐野		的•物的支援等
	市、和泉市、高石市、		
	泉南市、阪南市、熊取		
	町、岬町、田尻町		
フィリピン共和国支	大阪府	平成 26 年 1 月 29 日	台風により被害を受
援にかかる救援物資			けたフィリピン共和
輸送に関する協定書			国に物資を提供する
大阪府広域災害・救急	大阪府健康医療部	平成 26 年 3 月 31 日	救急搬送受入れ及び
医療情報システム			検証や救急搬送・医療
(ORION)への情報提供			体制の改善業務
に関する協定書			
大阪府防災行政無線	大阪府	平成26年4月1日	大阪府と共同して無
設備の整備及び管理			線設備を整備、管理す
運営に関する協定書			る
災害時における地図	㈱ゼンリン	平成 26 年 7 月 31 日	災害対策本部におい
製品等の供給等に関			て使用する地図(紙・
する協定			電子)の提供
災害時等の応援に関	近畿地方整備局	平成 26 年 8 月 6 日	地震その他の災害時
する申し合わせ			の協力要請
災害時における物資	赤帽大阪府軽自動車	平成 26 年 8 月 7 日	地震その他の災害時
の自動車輸送に関す	運送協同組合		の緊急輸送体制の要
る協定書			請
災害時における応急	大阪府電気工事工業	平成 26 年 8 月 12 日	地震その他の災害時
対策業務に関する協	組合岸和田支部		の協力要請
定書			
減災を目的とした防	一般社団法人全国防	平成 26 年 8 月 12 日	AR により平常時から
災 AR に関する協定書	災共助協会	平成 28 年 12 月 12 日	の防災意識の向上を

災害時における LP ガ	大阪 LP ガス協会岸和	平成 27 年 12 月 7 日	災害時における LP カ
ス等の供給協力に関	田支部		スの供給協力
する協定書			
災害時における災害	株式会社テレビ岸和	平成 28 年 4 月 25 日	災害時における災害
情報等の放送に関す	田		情報等の放送要請
る協定書			
海洋保全施設に関す	大阪府知事	平成28年7月1日	水門等操作施設の管
る管理及び操作協定			理・操作等
書			
災害時における協力	株式会社岸和田グラ	平成 29 年 4 月 5 日	被災者の緊急一時過
に関する協定	ンドホール		難場所の提供及び支
			援
災害時における食料	いずみの農業協同組	平成 29 年 12 月 18 日	災害時における被災
等物資の供給協力に	合		者の救援物資確保の
関する協定			協力
災害時における復旧	公益社団法人日本下	平成30年7月1日	災害時により被災し
支援協力に関する協	水道管路管理業協会		た下水道管路施設機
定			能の早期復旧
災害時における情報	大阪ガス株式会社導	平成 30 年 12 月 28 日	災害時における都市
提供に関する協定書	管事業部南部導管部		ガス供給の復旧につ
			いての円滑な情報携
			供
災害用備蓄水の保管	大阪広域水道企業団	平成31年4月1日	提供を受けた備蓄オ
及び管理に関する覚	忠岡水道センター		の保管及び管理に関
書			する取り決め
災害時における救援	三進金属工業株式会	平成31年4月1日	提供を受けた救援物
物資の保管等に関す	社		資の保管場所の提供
る協定書			
災害時における応援	忠岡町建設業協会	令和元年6月1日	地震その他の災害時
に関する覚書			の応援等
安全・安心なまちづく	泉大津市	令和元年9月3日	災害対策を含む泉力
りに関する包括的な	泉大津警察署		津市、忠岡町における
連携に関する協定			安全で安心なまちつ
			くりの推進
災害時における医療	高石忠岡地区歯科医	令和元年 12 月 25 日	災害時における歯科
救護活動に関する協	師会		医療救援活動の協力
定			要請

災害時における医療	泉大津薬剤師会	令和元年 12 月 25 日	災害時における医療
救護活動に関する協			救援活動の協力要請
定			
防災情報充実強化事	大阪府	令和2年4月1日	防災情報の円滑な伝
業に関する協定書			達のためのシステム
			の構築
災害時における放送	株式会社エフエム泉	令和2年4月21日	住民に対する災害放
要請等に関する協定	大津		送の協力要請
書			
一時避難施設として	社会福祉法人光生会	令和3年3月8日	災害時における一時
の使用に関する協定			避難施設としての使
書			用
災害時における緊急	関西電力送配電株式	令和3年3月18日	停電復旧に支障とな
交通路の確保および	会社大阪支社大阪南		る障害物の移動や道
停電復旧に支障とな	電力本部		路啓開及び電力設備
る障害物等の移動等			の復旧に関する協力
に関する覚書			要請
災害時における資機	日立建機日本株式会	令和3年4月15日	災害時応急対策に必
材等の提供に関する	社関西支社南近畿支		要となる資器材等の
協定書	店泉北サービスセン		提供
	タ		
災害時における物資	株式会社ナフコ	令和3年4月27日	災害時における物資
供給に関する協定			供給に関する要請
災害に係る情報発信	ヤフー株式会社	令和3年5月24日	災害による行政機能
等に関する協定			低下時等における防
			災情報の発信協力
災害時等による水道	大阪広域水道企業団、	令和4年11月1日	水道施設で断水等の
施設の復旧等におけ	藤井寺市、泉南市、四		被害が生じた場合、ま
る連携に関する協定	条畷市、大阪狭山市、		たは発生する恐れが
書	阪南市、豊能町、熊取		ある場合における、水
	町、田尻町、岬町、太		道施設の復旧等相互
	子町、河南町、千早赤		の連携
	阪村		
災害時における被災	大阪司法書士会	令和5年3月9日	被災住民の不安解消
者相談業務の実施に			と生活復旧を目的と
関する協定			した相談員の派遣、相

協定名	協定先	締結	内容				
		年月日					
災害時における福祉	有限会社ほがらか	平成 25 年 3 月 14 日	施設を福祉避難所と				
避難所の指定及び設	医療法人 愛朗会おく	平成 25 年 3 月 14 日	してあらかじめ指定				
置・運営に関する協	だ医院		し、忠岡町内に大規				
定書	有限会社あんずデイサ	平成 25 年 4 月 5 日	模災害が発生し災害				
※ 1 災害時における	ービスセンター		時要援護者が避難生				
福祉避難所としての	療養通所介護アネトス	平成 25 年 4 月 5 日	活を余儀なくされた				
施設利用に関する覚	NPO デイサービスより	平成 25 年 4 月 8 日	際の、福祉避難所の				
書	あい倶楽部忠岡		開設・運営に関する				
	デイサービスセンタ	平成 25 年 4 月 10 日	協力要請				
	一健樂舎母屋						
	グループホーム アム	平成 25 年 4 月 23 日					
	ール忠岡						
	グループホームアムー	平成 25 年 4 月 23 日					
	ル忠岡アネックス						
	ピープルハウス忠岡	平成 25 年 5 月 1 日					
	ピープルライティング	平成 25 年 5 月 1 日					
	スクール泉北						
	ピープルケアハウスい	平成 25 年 5 月 1 日					
	ずみ						
	デイサービス花れん	平成 25 年 5 月 30 日					
	医療法人医敬会安藤外	平成 26 年 3 月 31 日					
	科・整形外科医院						
	リハビリデイサービス	平成 26 年 3 月 31 日					
	いずみ						
	住宅型有料老人ホーム	平成 28 年 12 月 26 日					
	丸福 tadaoka						
	※1 大阪府立和泉支援	令和4年11月1日					
	学校						

協定名	協定先	締結 年月日
津波発生時における一時避	エルフローラ	平成 24 年 6 月 26 日
難施設としての使用に関す	カサ・ド・エムズ	平成24年9月1日
る協定書	三進金属工業株式会社	平成31年4月1日
	WEST ヒルズ忠岡	令和2年10月20日

付編

資料 11 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準

災害救助法は、被害が次のいずれかに該当するときに適用される。

(1)住家が滅失した世帯数が当該市町村(大阪市・堺市又は大阪市・堺市の区)の区域内の人口に応じ、次の世帯数以上であること

【法施行令第1条第1項第1号】

市町村の区	住家滅失世帯数	
	5,000人未満	30世帯
5,000人以上	15,000人未満	40世帯
15,000人以上	30,000人未満	50世帯
30,000人以上	50,000人未満	60世帯
50,000人以上	100,000人未満	80世帯
100,000人以上	300,000人未満	100世帯
300,000人以上		150世帯

(2)府の区域内の住家が滅失した世帯数が、2,500世帯以上であって、当該市町村(大阪市・堺市又は大阪市・堺市の区)の区域内の住家が滅失した世帯数が、その人口に応じ、次の世帯数以上であること

【法施行令第1条第1項第2号】

市町村の区	住家滅失世帯数	
	5,000人未満	15世帯
5,000人以上	15,000人未満	20世帯
15,000人以上	30,000人未満	25世帯
30,000人以上	50,000人未満	30世帯
50,000人以上	100,000人未満	40世帯
100,000人以上	300,000人未満	50世帯
300,000人以上		75世帯

(3) 府の区域内の住家が滅失した世帯数が、12,000 世帯以上であって、当該市町村(大阪市にあっては大阪市又は大阪市の区)の区域内の住家が滅失した世帯数が多数であること

【法施行令第1条第1項第3号前段】

(4)災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること

【法施行令第1条第1項第3号後段】

(5)多数の者が生命または身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、 内閣府令で定める基準に該当するとき

【法施行令第1条第1項第4号後段】

- (注) 住家滅失世帯数の算定基準
- ①半壊または半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって住家滅失1世帯とする。
- ②床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住困難な世帯は、3世帯をもって住家滅失1世帯とする。

資料 12 被害認定統一基準(災害弔慰金関係)

被害認定統一基準

被害種類	被害認定統一基準(H13.6.28 内閣府政策統括官通知)
死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を
	確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの
	とする。
重 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のある
軽 傷 者	もののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者
	とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みの者とする。
住 家 全 壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわ
(全焼・全流出)	ち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の
	損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なも
	ので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床
	面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、ま
	たは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損
	害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度の
	ものとする。
住 家 半 壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すな
(半 焼)	わち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用でき
	る程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の
	20%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済
	的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合
	が 20%以上 50%未満のものとする。
住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家
	であるかどうかを問わない。
非 住 家	住家以外の建築物をいうものとする。
	なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家と
	する。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合に
	は、当該部分は住家とする。
(注)	

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築 された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

様 式

被害情報報告用様式

被害情報報告用様式

NT	О			
T N	v			

被	害情報連	絡 票	受	: 報 者	
受報時間	年·	月	目 () 時	分
被害発生場所					
通報者住所	泉北郡忠岡町	丁目	番	号 全()
氏 名					
現場の状況					
被害の状況					
処 理 担 当 請	課		被害情報	限連絡受理者	
処理担当課への連絡時	間日時	· 分	処理担当	4課への連絡者	

担 当

理

課

NO.

被害処	理報	告 票	被害情	報連絡引	受理者	
処 理 時 間		年	月 日	()	時	分
被害処理場所	泉北郡	3.比岡町	1.目	番	号	
処理内容						
C在11日						
寺記事項						
1 HC 1 X						

処理報告時間

日

時

分

第4号様式 (その1)

-10 -	2 191-0 ()	,											
	(災害	概況即報)				報告	日時	年		月日	3	時	分
						都道序	守県						
	ŶÈ	的方子受信者	氏名			市町 (消防本							
災	 害名	<u> </u>	(第	報)_		報告表							
	発生場所				3		j l	月		月	時	ì	分
災害の概況									<u> </u>				
		死 者	人重傷			全	速		棟	床上浸水	k		棟
被害の状況	人的 うち 炎害関連死症	うち 災害関連死者		住家被害		- 壊		棟	床下浸丸	k		棟	
		不 明	人軽傷			一音	弦損		棟	未分類			棟
	119番通報の件数												
		資本部等の	(都道府県)		(市町村])						
応急対策の状況	活 動 自 要 請	隊派遣の状況	(地元消防本部、? について、その出動	動規模、活動	防災の等	リコブタ・	一、消で	防組織法第記入するこ	- 199条 と。	に基づく <i>)</i>)		当時 本音	3 %

- (注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、 覚知後30分以内) 分かる範囲で記載して報告すること。 (確認がとれていない事項については、 確認がとれて <u>いない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)</u> 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。
- (注)

都道府県名

四角

第4号様式 (その1)

醛難開始 発令日時	人数(%) 解除日時												
避難準備・高齢者等避難開始	対象世帯数(※) 対象人数(※)												
発令日時	解除日時												
動告	対象人数(%)					<u> </u>						1	
避難勧告	対象世帯数(※) 対象人数(※)												
発令日時	解除日時												
(緊急)	対象人数(※)												_
避難指示 (緊急)	対象目特数(※)												
発令日時	解除日時												
生情報	対象人数(%)												
災害発生情報	対象目標数(※)												
1	10000000000000000000000000000000000000												

※2 119番運報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入

すること。

												*** **** **** ***** ***** ************				1.数					- ・ 道界警鐘未確め発売して大手運運所 本理 特行っこうへいろう 三野 卑愚、清野 大田 原本側 スキタロ・・ 道界警鐘 生後の 発売して 大き 連び はいしょう									
跨	烈生		6	粒	:- 12	<u></u> 글 =		光		#	2 E	壬宝	本 :	/-		119番通報作数					3<応援消防							その他		
	ě	ζ .	ĕα	菜	胀	 	(ā	I	88	₩C	枚	JJ.	批		118					\$9.7kc./kg									
Æ																					光光整備光線									
峩																					地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコアタ・、									
Æ	FE	# E	#	±	E	*	E	# E	£	E	#				Ŧ	Œ					. 将BBBS 采									
1	著級	施設	施設	施設	桂	公共施設被害市町村数	# 3	# 3	£ ,	北	年, 3				到	領					2、消防區、							派遣		
	凝	採狂	*	公井		一里	2 数	5 被	- 統	級					8	*					(消防本質							の災害		
	ψ. ×.	¥	# #	角の		脂殼粉	垂	林	犯	A 系	上				W	钟					_	压器	ž E	排号	3 短 i	製状	兴	自衛隊の災害派遣		
×	4	溧	∜	ψ Θ	÷	公米		*			8			割		絃	8%	Æ () 戴	兇		至	16	45			8	∺	岩	
Æ																														
袋																														
*	ha	ha	ha	ha	海运	细生	细生	捆告	捆压	迤上	運治	短流	狂旨	担告	寒	IL	過機	j į	jí	细柜						三非	~	#	#	#
	41.00 41.00	¥	电没	¥	汝	延	聟	10	Ξ	瓶	132	32	#	選	墨	扫	計	×	К	蟒徐						· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	燅	黎	蠹	윋
	流失·巩没		流失·埋没	屋				¥ 6				幸	< +		聖印					11/6						事	₩		盔	9
		E		Ę.	· []	茶	担	梅	厚	规	(A)	# #	Ħ	鉄	按	长	丰	钽	H	7 ===						**************************************	×	靊	爭	炉
×				î.	V								8								#	1			1	(a	a	犬	* *	! ₩
					(理)			÷0																						
					時現在)			級																						
			苯		=																									
					Н			\$	本	*	本	Υ	Y 9	≵	事報	≺	本	藏 三 非	<	椞	蓝豆	\prec	苯	= =		華	×	\prec	参	奇
	%:12名				$\overline{}$.,	関連死	恶	瑯	%)		-						級			浓			贬		**	
	- X	2年	紝	DD UE		\$	<u>έ</u>			うち災害関連死者	方 不	E	犁								鼯			\dashv			۲		≕	8
13		#	٠	布		2	表 七 2 4	K.	光		3		\$ #F		4∹'			#	ij		•	Ì		K			长		4	3.※ か

#

第 1 号様式 災害確定報告

都	道 府	県					Þ	ζ.		ź	分	被	害
								田	流失·	埋没	ha		
災	害•	名						Щ	冠	水	ha		
確	定年月	日	月		日 時確定			畑	流失·	埋没	ha		
							そ	ДЩ	冠	水	ha		
報	告 者	名						学		校	箇所		
Þ	ζ		Ś	分	被	害		病		院	箇所		
人	列		者	人				道		路	箇所		
的		災害関	うち 関連死者	人				橋	りょ	う	箇所		
被	行	f方不	明者	人				河		Щ	箇所		
	負 傷	重	傷	人				港		湾	箇所		
害	者	軽	傷	人				砂		防	箇所		
				棟			0)	清	掃施	設	箇所		
住	全		壊	世帯				崖	くず	れ	箇所		
				人				鉄	道不	通	箇所		
				棟				被	害 船	舟白	隻		
	半		壊	世帯				水		道	戸		
家				人				電		話	回線		
				棟				電		気	戸		
	_	部	破 損	世帯				ガ		ス	戸		
				人			他	ブ	ロック	塀 等	箇所		
被				棟									
	床	上	浸 水	世帯									
				人									
				棟			り	災	世帯	数	世帯		
害	床	下;	浸 水	世帯			り	災	者	数	人		
				人			火 "	建		物	件		
非住	公	共	建物	棟			災発	危	険	物	件		
家	そ	の	他	棟			生	そ	Ø	他	件		

×	<u> </u>	7	被	害		対	h	T.L.				
公立	工文 教 施 設	千円			道府	策	名	称				
農 林	水產業施設	千円			県災	本	設	置		月	日	時
公士	共土木施設	千円				部	解	散		月	日	時
その	他の公共施設	千円			災	設			•			
1	 	千円				置						
公共	施設被害市町村数	団体				市町						
	農産被害	千円				村						
そ	林産被害	千円			部	名		言	+		団体	
	畜産被害	千円			災	適						
	水産被害	千円			害	用						
0)	商工被害	千円			救	市町						
		1 3			助	村						
他					法			言	+		団体	
]	その他	千円			消防	職員と	出動延	人数	人			
被	害 総 額	千円			消防	団員と	出動延	人数	人			
	災害発生場所											
/±±:	災害発生年月日	=										
備	災害の概況											
	消防機関の活動	助状況										
	その他(避難の	の勧告	指示の	状況)								
考												

緊急通行車両関係様式

別記様式第1号

	8 ()
災 害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用	災 害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用
緊急通行車両等事前届出書	緊急通行車両等事前届出済証
年 月 日	左記のとおり事前届出を受けたことを証する。
大阪府公安委員会 殿	年 月 日
届出者住所 (電話) 氏名	大阪府公安委員会 印
番号標に表示されている番号	対策基本法、大規模地震対策特別措置法、原子力災害対 第42 以辞力が略重能空における国民の促業のための推
車両の用途(緊急 輸送を行う車両に あっては、輸送人 員又は品名)	関するでは、現代を受けるできた。これを受けるというない。これを受ける。これを受ける。これを受ける。
住所 () 局 番	合には、他の警察者等で手続な受りること。 3 届出内容に変更が生じ、又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し若しくは破損した場合には、事前届出を行った警察署に届け出て再交付の手続を受けること。
0.00	4 事前届出を受けた車両について、次のいすれかに該当するとさは、速やかに事前届出を行った警察署に届出済証を返納すること。(1) 緊急通行車両等として使用される車両に該当しなくなったとき。
田光地	(2) 当該車両が廃車となったとき。(3) その他緊急通行車両等としての必要がなくなったとき。

 1 指定行政機関等の保有する車両については、この届出書を2通作成し、届出に係る車両の自動車検査証の写し1通を添付の上、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出すること。
 2 指定行政機関等の保有する車両以外の車両については、この届出書を2通作成し、届出に係る車両の自動車検査証の写し1通及び輸送協定書その他の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類(当該書類がない場合は、指定行政機関等の上申書等の写し1通)を添付の上、災害に急対策業務に係る指定行政機関等の所在地を管轄する警察署に提出すること。 注:1

総

1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻擊事態 等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規 制が行われたときには、事前届出を行った警察署にこの緊急通行 車両等事前届出済証を提示して所要の手続を受けること。
2 特別な事情により事前届出を行った警察署で手続ができない場合には、他の警察署等で手続を受けること。
3 届出内容に変更が生じ、又は届出済証を亡失し、減失し、汚損し若しくは破損した場合には、事前届出を行った警察署に届け出て再交付の手続を受けること。
4 事前届出を受けたは、事前届出を行った警察署に届け出て再交付の手続を受けること。
は、速やかに事前届出を行った警察署に届出済証を返納することは、速やかに事前届出を行った警察署に届出済証を返納すること。
(1) 規制除外車両として使用される車両に該当しなくなったとき。
(2) 当該車両が廃車となったとき。
(3) その他緊急通行車両等としての必要がなくなったとき。 臣 Ш 믒 邻 大阪府公安委員 町 냂 浴 無 并 \mathbb{H} ことを証する。 四 温 曲 恒 左記のとおり事前届出を受けた。 # 女 处 災 原子力災害応急対策用 国 民 保 護 措 置 用 無 斑 注意事項 鄉 됴 Ш 田 匣 丰 田 年 Ш 汇 冊 恒 届出者住所 (電話) 氏名 冊 女 坐 殿 田 災 原子力災害^{応急対策用} 国民保護措置用 無 大阪府公安委員会 示导 急に人 規 刑 各 車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人間を あっては、輸送人 ・標に表っている番 型 田 出 郑 平 番され、 中 田 H 便

(建 し1通 この届出書を2通作成し、届出に係る車両の自動車検査証の写し1通及び当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類の写! 真の場合は、原本1通)を添付の上、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出すること。 注

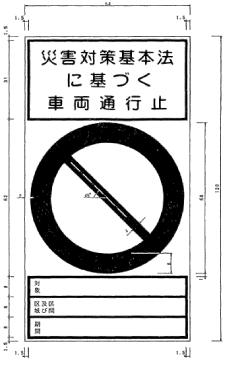
別記様式第5号

別記様式第4(第6条関係)

第	ļ	号															
															年	月	日
			緊	急	通	行	車	両	確	認	証	眀	書				
															知	事	
															公安	委員会	
番号標に表いる番号	示さ	れて															
車両の用途 送を行う車 ては、輸送 品名)	両に	あっ															
使 用 者	住	所												()	局	番
快 用 有	氏	名															
通 行	日	時															
通行	経	路			出	発		地					目	的	州	<u></u>	
地 1] 	配	珀															
備		考														·	

備考 用紙は、日本産業規格A5とする。

別記様式第2(第5条関係)



備考 1 色彩は、文字、緑線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。

- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸 法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

別記様式第3(第6条関係)



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、 「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに 年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとせる
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

自衛隊の派遣・撤収要請の知事への依頼書様式

○ 知事への依頼書様式

文書番号 年 月 日

大阪府知事 様

市町村長等

自衛隊の災害派遣要請について

災害対策基本法第 68 条の 2 の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を 要求します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考となるべき事項

文書番号 年 月 日

大阪府知事 様

市町村長等

自衛隊災害派遣部隊の撤収要請について

年 月 日付第 号により要求した自衛隊の災害派遣要請について、下記のとおり撤収要求を依頼します。

記

- 1 撤収要請日時
- 2 派遣された部隊
- 3 撤収要請の内容
- 4 その他参考となるべき事項

総

防災行政無線通信依頼書様式

別記様式(第13条関係)

 決
 管
 理
 通
 信

 裁
 責任者
 責任者

年 月 日

管理責任者 様

所属課課 長

(EI)

防災行政無線通信依頼書

放送(予定)日時			年]	⊟ (曜日)				
汉区(77亿) 口时	(時	分)	(時	分)	(時	分)	
なべ/マウ/かぜ	全	域								
放送(予定)地域	1 • :	2 • 3	3 • 4 • ·	5 · 6	• 7 •	8				
放送文										
放送内容の	口が	送内	容の聞き	を直し	入力依	頼書によ	り提出	出したゞ	文面	
聞き直し	12000000 100000	(<u>入力</u>)					
※必ず何れかに☑ してください。	口新	規内	容※放送	内容の	聞き直	し入力依頼	領書を扱	是出して	ください	۱, ۱

※ ①同様の内容で、数回通信する場合は、変更して通信する内容を解るように記入してください。

②放送地域欄の数字は、次のとおり子局の位置を表しています。

- 1. 高月向井田公園
- 2. 北出2丁目宮ノ前線
- 3. 忠岡町役場
- 4. 鉢の様第3チビッコ老人憩いの広場
- 5. 忠岡消防署
- 6. 忠岡中2丁目局
- 7. 町民いこいの広場 8. 新浜テニスコート

罹災証明書様式

(整理番号)

罹災証 明書

世帯主住所		
世帯主氏名		
(追加記載事項欄①)		
罹災原因	年 月 日の による	
		_
被災住家 [※] の 所在地		
住家 [※] の被害の 程度	□全壊 □大規模半壊 □中規模半壊 □半壊 □準半壊 □準半壊に至らない (一部損壊)	`
(追加記載事項欄②)		
	世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物 建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)	
(追加記載事項欄③)		

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

忠岡町長

罹災届出証明願様式

罹災届出証明願

年 月 日

ED

忠岡町長 様

申請者住所 泉北郡忠岡町

申請者氏名

電話番号

下記のとおり罹災したことを届出ますので証明願います。

罹災年月日	年	月	日	
罹災場所	□申請者と同じ 泉北郡忠岡町			
罹災原因	年	月	日の	による
提出先	□市役所・町役場 □その他(□税務署	□保険会社 □勤務先	
罹災内容				

罹災届出証明書

上記のとおり届出があったことを証明します

年 月 日

忠岡町長

※この証明書は、罹災の状況を町に届出たことを証明するものです。

目次

総

55
60
62
66
67
74
76
77
77
84
88
86
90
91